

# 米豪自由貿易協定の交渉過程と影響分析

## 農業問題を中心に

福田 竜一

### 要 旨

本稿の課題は、2005年1月に発効した米豪自由貿易協定（米豪FTA）を対象として、農業分野を中心に交渉過程や協定締結による経済的影響を分析することである。その概要は以下の通りである。第1に一般的な2国間による関税引き下げ交渉が合意に至るための理論的な諸条件を分析する。交渉によって両国が関税撤廃する自由貿易は常にパレート最適であるが、交渉結果が常にそうなるとは限らない。第2に米豪FTAにおける農業分野を中心に交渉の経過とその合意内容を分析する。交渉過程においてアメリカは一部農産物の関税撤廃に消極的であったため、交渉は一時難航した。最終的に砂糖や乳製品の関税撤廃からの例外化、牛肉の長期に渡る段階的な貿易自由化とセーフガードの導入など、アメリカのセンシティブ品目に十分配慮された形で合意に至った。第3に米豪FTAの効果と影響をGTAP（Global Trade Analysis Project）を用いて定量的に測定し、米豪両国が関税を完全撤廃した場合と今回の合意案が完全に実行された場合を比較する。分析の結果、完全撤廃の場合、等価変分とGDPは米豪両国共に正となる。しかし合意案の場合、アメリカの等価変分とGDPは完全撤廃時よりもわずかに上昇するが、オーストラリアは基準時点よりも低下する。交渉理論に基づけば、今回の交渉妥結点は著しくオーストラリアにとって不利なものであり、オーストラリアにはさらなる譲歩をアメリカに求められる余地がある。アメリカの砂糖と乳製品の関税割当制度撤廃の見送りによる豪州が逸した利益、特に砂糖の生産者のそれは大きい。

### 1. はじめに

1999年WTOシアトル閣僚会合における新ラウンド立ち上げの失敗を契機として、自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）が急速に注目を集めるようになった。その理由の1つとして、多国間によるWTOの貿易自由化交渉に比べ、FTAは互いに利害対立のより少ない相手国を選好して迅速に締結できることが挙げられる。世界中で多数のFTAが、重層的に締結される状況は、経済的には非効率であることが知られている<sup>(1)</sup>。しかしWTOで際立った進展が望めない状況では、FTAがもう1つの世界貿易自由化への道として

の役割を担い、貿易自由化の“多チャンネル”状態がしばしば継続するであろうと見られている。

他方、FTAが締結相手国を自由に選好できるとはいえ、FTAがさらなる貿易自由化を志向する以上、FTAの締結によって締結相手国の輸出攻勢の脅威にさらされる国内の弱くないし衰退産業の問題に目を背けることは困難である。そうした国内弱小産業の利害関係者が結束してFTA締結に強く抵抗する場合、交渉の推進に重大な支障を及ぼすこともある。農業は、WTO、FTAを問わず、そうした問題が先鋭的に現れる分野の1つとなっている。

シアトル会合以降、締結合意に至ったFTAにおいて、とりわけ農業分野の扱いが問題となった

事例の1つとして、2004年2月に合意が成立し、翌2005年1月に発効された米豪自由貿易協定(以下「米豪FTA」と呼ぶ。)を挙げることができる。米豪FTAは、先進国かつ農産物輸出大国同士のFTAにおいて農産物がどのように扱われるのかという極めて興味深い問題に対する1つの解答を初めて提示した。その解答とは、農産物貿易自由化に積極的な国でさえ、農産物の例外なき自由貿易化は不都合であるというものであった。周知のように米豪両国は、農産物輸出国の立場からWTO交渉において積極的な農産物貿易自由化を主張している。にもかかわらず、米豪FTAの交渉過程においては、農業分野の扱いを巡って交渉が一時難航し、最終的には一部の農産物を自由化の例外とする妥協が成立したという経緯があった。

本稿の課題は、この米豪FTAの交渉過程と協定締結の経済的影響を農業分野中心に分析することである。本稿の構成は以下の通りである。第1に、交渉理論を使って2国間による一般的な関税引き下げ交渉が合意に至るための諸条件を分析する。具体的には、ゲーム理論による枠組みで、交渉の必要性や交渉の妥協が成立する諸条件を検討する。第2に米豪FTA交渉における農産物の扱いを中心に交渉経過をトレースし、その合意内容を解説する。第3に一般均衡分析モデルとして貿易自由化の分析に用いられるGTAP(Global Trade Analysis Project)で、米豪FTAがもたらす米豪両国ならびに日本を始めとする第3国の経済厚生、価格、貿易等への効果と影響を、農業分野を中心に分析する。最後にまとめとしてFTAの今後の展望や研究の課題等を述べる。

注 FTAが無秩序に締結されることにより生ずる問題点はバグワティ(北村, 妹尾訳)〔2〕115ページを参照。

## 2. 貿易自由化交渉の理論分析

### (1) 関税競争分析

Riezman〔13〕は非協力ゲームと協力ゲームの分析枠組みを、関税に関する交渉がない状態である関税競争と交渉のある関税交渉の分析に適用した<sup>(1)</sup>。まず、関税競争の状態を非協力ゲームの枠組みで説明しよう。

想定する状況は戦略形ゲームで表現される。ゲームのプレイヤーである2つの国が、それぞれの輸入関税率を維持する戦略と、それらを撤廃する戦略とを有する。各プレイヤーの選択可能な戦略の集合を $S$ とする。両国とも2つの戦略を有するので $S_1 = \{1, 2\}$ ,  $S_2 = \{1, 2\}$ となる。第1国が戦略 $i$ , 第2国が戦略 $j$ を採った場合の第1国の利得を $a_{ij}$ , 第2国のそれを $b_{ij}$ とすれば、このゲームは利得行列

$$A = \begin{matrix} & (a_{11}, b_{11}) & (a_{12}, b_{12}) \\ (a_{21}, b_{21}) & & (a_{22}, b_{22}) \end{matrix}$$

として表すことができる。ただし $a_{11} > a_{21}$ ,  $a_{12} > a_{22}$ ,  $b_{11} > b_{12}$ ,  $b_{21} > b_{22}$ とする。仮にこのゲームにおいて第1表のような数値を利得として与えておく。

各プレイヤーは相手の採る戦略を予想し、その予想下で自己の利益を最大化する戦略を選択しようとする。これを最適応答と呼ぶ。すべてのプレイヤーに関し、自己の戦略が他のプレイヤーの戦略に対する最適応答であるとき、その戦略の組をナッシュ均衡点と呼ぶ。各プレイヤーが戦略 $s_1 \in S_1, s_2 \in S_2$ を選択する場合、各プレイヤーは利得 $f_i(s_1, s_2)$ を得るものとする。戦略 $s_i^*$ が他のプレイヤーの戦略 $s_{-i}^*$ に対する最適応答、つまり、ナッシュ均衡点である場合、すべてのプレイヤーに対して

第1表 利得行列

		第1国の戦略	
		関税の撤廃	関税の維持
第2国の戦略	関税の撤廃	$(a_{11}, b_{11}) = (6, 3)$	$(a_{12}, b_{12}) = (8, -2)$
	関税の維持	$(a_{21}, b_{21}) = (-2, 6)$	$(a_{22}, b_{22}) = (0, 0)$

$$f_i(s^*) \geq f_i(s_i, s_{-i}^*), \quad s_i \in S_i$$

が成立することになる。

前掲第1表の関税競争ゲームの利得行列を想定した場合、ナッシュ均衡点は両国共に「関税の維持」になる。まず第1国が「関税の撤廃」を選択する場合、第2国は「関税の維持」を選択する方が利得は高い。ところが第2国が「関税の維持」を選択する場合、第1国は「関税の維持」のほうがより高い利得を得ることができる。第1国は戦略を「関税の維持」に変更した場合、第2国は「関税の維持」のほうが戦略を変更するよりも高い利得を得られるので、第2国は戦略を変更しない。両国が「関税の維持」を採ると、両国には「関税の撤廃」に変更するべき誘引はなくなる。これが関税競争で成立するナッシュ均衡点である。

しかし、ナッシュ均衡点は両者にとってそれ以上望ましい実行可能な戦略の組み合わせではない。ナッシュ均衡点から自らの利得を他者の利得を減ずることなく増加させることは可能であるから、ナッシュ均衡点はパレート最適ではない。つまり両者が「関税の撤廃」戦略を採った場合、両者の利得はナッシュ均衡点よりも増加する。関税競争では、各国が合理的に選択した結果が、全体としては合理的ではない。これを共同合理性が満たされないという。ナッシュ均衡点からさらに両者が高い利得を追求するためには交渉を導入する必要がある。

## (2) 関税交渉の分析

次にお互いの利得を高めあうことを目的として協力した場合、つまり交渉が行われる場合を考察する<sup>(2)</sup>。まず交渉が行われる条件として、交渉することによって、交渉がない場合に得られる利得を上回る利得が双方共に必ず得られる必要がある。そうでなければ、どちらにも交渉を成立させる動機はない。これを個別合理性の条件という。交渉が行われない場合に得られる利得を交渉の基準点  $d = (d_1, d_2)$ <sup>(3)</sup> と呼ぶ。ここでは第1表を基にして、交渉の基準点を、先に見たナッシュ均衡点である両国共に「関税の維持」の場合と見なすことにする。両国はこの点をスタート点にして、それ以上の利得の獲得を目指して、交渉を開始す

る。

非協力ゲームは各々の2つの戦略と4つの帰結からなる確定的な分析<sup>(4)</sup>であったが、ここで4つの帰結から1つの帰結を選び出す確率の概念を導入する。これを混合戦略の概念と呼ぶ。各々4つの帰結に対し、以下のように発生確率を与える。

$$z = (z_{11}, z_{12}, z_{21}, z_{22}), \quad z_{ij} \geq 0, \quad \sum_i \sum_j z_{ij} = 1$$

このように互いの選択を関連させる決定の仕方を相関混合戦略と呼ぶ。各プレイヤーは自己の利得の期待値を高めるために交渉を行うことになる。

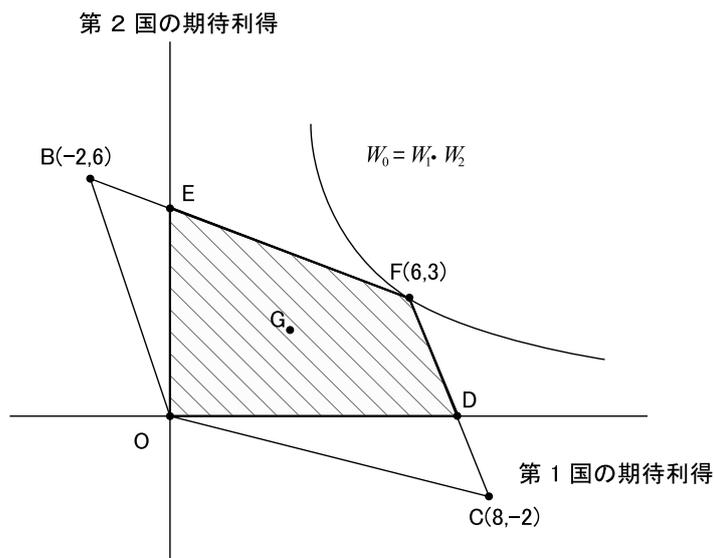
以上の準備によって、交渉によって実現可能な期待利得の集合を決定することができる。この集合を交渉実現可能集合  $U$  と呼ぶ。 $U$  の内部に存在し、協力によって実現可能な期待利得ベクトルを  $u = (u_1, u_2)$  とする。さらに交渉によって実現可能な期待利得は個別合理性条件を満たさなければならないので

$$u_i > d_i, \quad i = 1, 2, \quad d \in U$$

となる。

交渉実現可能集合を第1表に従って作図すると第1図になる。原点  $O$  は交渉の基準点  $d$  とする。基準点は両国共に「関税を維持」の戦略を採ったときの期待利得である。交渉は両国が少なくともこれ以上の期待利得を得なければ合意されないので、第1国が「関税の維持」を採って、第2国が「関税の撤廃」を選んだ場合に実現される点  $B$  や、その反対の点  $C$  は交渉の対象からは除外される。交渉の対象となるのは交渉実現可能集合のうち、双方の期待利得が交渉の基準点  $O$  を下回らない領域である。第1図の斜線部  $O E F D$  の領域がそれである。点  $F$  は両国共に100%の確率で「関税の撤廃」を選択する場合の期待利得である。

交渉の対象となる領域の中でさらにパレート最適であるのは  $E F D$  上の任意の点である。たとえば、交渉の妥結点が斜線部内の点  $G$  にあったとする。点  $G$  は斜線部内に存在するので、交渉のない場合に比べて両国ともに利得が増大している。だが、交渉はさらなる利得の増大を求めて続くことになる。なぜなら、両国にとって点  $G$  で実現された第2国の期待利得を減少させることなく第1国の期待利得を増加させることは交渉によって可能



第 1 図 交渉実現可能集合

だからである。反対に第 1 国の利得を減少させることなく第 2 国の利得を増加させることも可能である。点 G ではパレート最適性は満たされておらず、交渉によってお互いの期待利得を増大させる余地が残されている。だが EFD 上では、もはや他国の期待利得を犠牲にすることなく自国の期待利得を増加させることは不可能であり、パレート最適性は満たされている。

ここで交渉によって基準点より追加的に得られる期待利得を  $W_i = u_i - d_i$  と置き、第 2 国の利得の積を  $W_0 = W_1 \cdot W_2$  とする。交渉目的を  $W_0$  の最大化とすれば、交渉の妥結点は交渉の対象となる領域で、パレート最適性を満たす EFD と  $W_0$  の接点となる。第 1 図では、その接点が点 F に一致するケースを示している。このとき、両国共に関税を撤廃する状態は交渉解として選ばれるのである。

( 3 ) 自由貿易が交渉解にならない場合

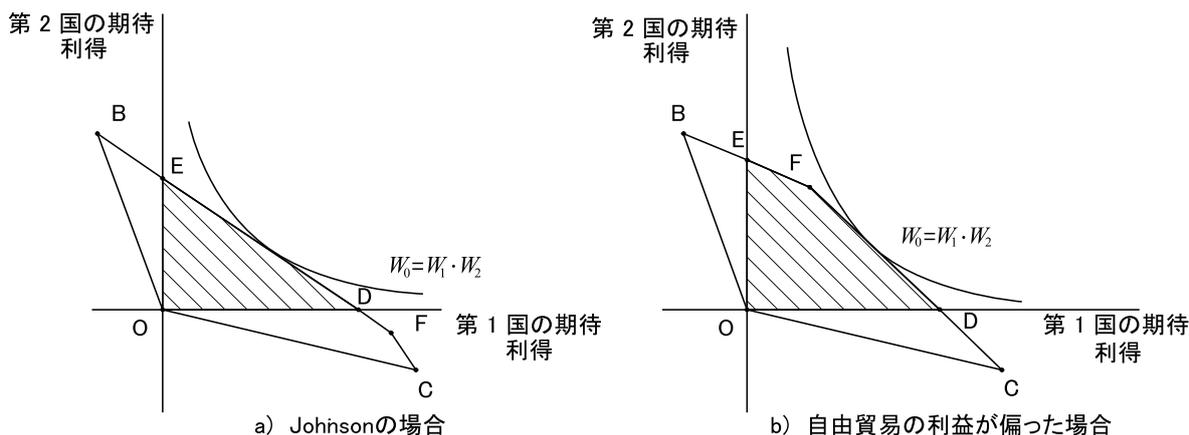
ところで実際の FTA 交渉においては、関税撤廃の例外的除外、撤廃までの長期の移行期間を設定するなど、完全自由貿易ではなくても、妥協による合意が成立することは少なくない<sup>(5)</sup>。そのことは理論的にも肯定される。関税交渉の結果が完全な関税撤廃となるためには、一定の条件が満たされなければならないからである。

交渉解が完全に関税を撤廃する自由貿易にならないケースを 2 例ほど示す(第 2 図)。同図( a )

は、自由貿易において、第 2 国の利得が基準点の利得を下回る利得しか得られない状態を示している。点 F が第 3 象限に位置するので、自由貿易は交渉の対象となる領域には含まれない。言い換えれば、自由貿易は個別合理性条件を満たさないため、交渉の対象になりえないのである。このようなケースは“ Johnson の場合 ” と呼ばれる。

同図( b ) の場合は、自由貿易が個別合理性条件を満たし交渉の対象領域に含まれても自由貿易が交渉解とならない可能性を示している。点 F は第 1 象限にあり両国にとって個別合理性条件を満たしているにもかかわらず、曲線  $W_0$  が点 F で接しておらず、交渉解として点 F は選ばれない。

自由貿易が交渉解となる条件を考えてみよう。点 B は第 2 国が関税を撤廃しかつ第 1 国が関税を維持したときの期待利得であった。他方点 F が両国共に関税を撤廃したときの期待利得であった。BF の傾きの大きさは、点 F から点 B へと変化した場合における(第 2 国の期待利得の増加分) / (第 1 国の期待利得の減少分) に当たる。他方、点 C は第 1 国が関税を撤廃し第 2 国が関税を維持した場合の期待利得であるから、CF の傾きの大きさは点 F から点 C へ変化した場合の(第 2 国の期待利得の減少分) / (第 1 国の期待利得の増加分) となる。結局点 F が  $W_0$  と接するのは、点 F と曲線  $W_0$  の接線の傾きの大きさが、BF の傾きよりも大きく、CF の傾きよりも小さいときである。



点 F と曲線  $W_0 (W_1, W_2)$  の接線の傾きの大きさは  $W_2/W_1$  である。他方、BF の傾きの大きさは式に従えば  $(b_{21} - b_{11}) / (a_{11} - a_{21})$ 、CF の傾きの大きさは  $(b_{11} - b_{12}) / (a_{12} - a_{11})$  となる。以上から、自由貿易である点 F が交渉解として選ばれる条件は

$$\frac{b_{21} - b_{11}}{a_{11} - a_{21}} < \frac{W_2}{W_1} < \frac{b_{11} - b_{12}}{a_{12} - a_{11}}$$

となる。なお、点 F において両国の利得が等しい場合、明らかに上式の条件が満たされ、常に自由貿易が交渉解として選択される。

注 以下では Riezman [13] による分析を、ゲーム理論の用語を交えながら説明する。ゲーム理論については多数の文献があるが、ここでは岡田 [12]、鈴木 [14] を参考にした。なお、Mayer [11] は Riezman [13] とほぼ同様の分析結果を関税効用関数の概念を用いて導出した。

ここで協力とは、話し合いや交渉を行い、そこでの取り決めが拘束力をもって必ず実行されることが前提となる。

交渉の基準点とは交渉が決裂したときの利得であるから交渉の不一致点とか交渉決裂点とも呼ばれる。

これまでのような確定的な分析は純戦略と呼ばれる。

農林水産省「経済連携協定 (EPA)・自由貿易協定 (FTA) をめぐる状況 (2005 年 2 月)」では世界各国で締結されている FTA 協定について、「農産物については、関税撤廃の除外品目、関税撤廃までの経過期間の設定等といった柔軟性を持った取扱いが行われている。」としている。

### 3. 米豪貿易自由化協定交渉の経過と合意内容

#### (1) 交渉の背景

##### 1) アメリカの通商戦略

2002 年 10 月、アメリカのゼーリック通商代表部代表は「グローバリゼーション、貿易、そして経済安全保障」と題した演説を行ったが、この中で同代表は貿易のための 10 のアジェンダを示した。それは、現在の FTA を含むアメリカの通商政策の基本方針ともいべき内容である。以下でその 10 項目を示す。

(1) 新市場と商取引機会を開拓する。(2) 安全保障と新たなビジネスネットワークを促進する。(3) 南部アフリカ関税同盟、中央アメリカ諸国等との FTA の促進による経済ビジネスのパートナーシップを通じた開発と民主主義を促進する。(4) 世界最大の自由貿易地域すなわちアメリカ自由貿易圏の 2005 年までの創設による西半球の繁栄と経済安全保障を促進する。(5) 農業市場の障壁をより低め、輸出補助を除去し、そして生産と価格をゆがめる補助金を劇的に減少させる新しい公正なルールによってアメリカ農業のために世界市場を開放する。(6) アメリカ労働者によりよい雇用を創出する。アメリカが世界の先導的生産者である製造業製品の貿易障壁の削減、もしくは撤廃に取り組む。(7) グローバルなサービス貿易の自由化への改革を進める。サービス業に従事する 80% のアメリカ人に対する機

会を創出する。(8) 技術革新に対応した知的財産権ルールをアップグレードする。開発途上国の特別な要望に対する援助によって、アメリカと世界のイノベーションと創造性を刺激する。(9) 公正な取引のためアメリカおよびグローバルな貿易ルールを厳格に施行する。(10) 透明性の向上、外的な拡大、すなわち開発途上国の完全参加のためのキャパシティービルディング、WTOの改革と拡大を進める。

このアメリカの通商政策の特徴は単なる経済政策だけではなく、安全保障問題の上でも、重要な手段として捉えられていることである。このような方向性は2001年の9月11日の同時多発テロの発生によって決定付けられた。中東とのFTAは、明らかにそうした方針に基づくFTAであり、ここでは経済的メリットはあまり強調されない。また、西半球を1つの自由貿易圏として構想する米州自由貿易地域(FTAA: Free Trade Area of

the Americas)もアメリカの地政学的な問題と密接不可分である。米豪FTAも上記10のアジェンダの(2)に該当する実例の1つとして位置付けられている。米豪FTAはアメリカにとってその安全保障戦略の一環としての意義も大きかったのである。

他方、農業問題に対するスタンスでは、FTAは農産物の輸出機会を拡大する契機になるとしており、農業問題に関する慎重あるいは保護主義的な対処方針を示唆するような記述は見られず、農業は貿易自由化交渉における“攻めの分野”である点を強調するのみである。

### 2) 米豪両国における自由貿易協定の略史

米豪両国にとってFTAは80年代に締結例があり、必ずしも新しい通商政策ではない。第2表によるとアメリカはすでに1985年にイスラエルと締結しており、1989年にはカナダと締結している。さらにカナダとのFTAは、その後メキシコ

第2表 米豪の主要な貿易交渉の進捗状況

年・月	米豪両国の主要な自由貿易協定交渉締結の動き	WTO交渉の動き
1983	豪・ニュージーランドのFTA発効	
1985	米・イスラエルとのFTA発効	
1989	米加自由貿易協定発効	
1994	北米自由貿易協定(NAFTA)発効	
1995		WTO発足
1999		シアトル会合
2001	米・ヨルダンとのFTA発効	ドーハ会合
2002	アメリカ大統領 貿易促進権限(TPA)を獲得 豪・タイFTA交渉開始	
2003	米豪FTA交渉開始 米・アンデス諸国 <sup>(1)</sup> FTA交渉開始 米・中米諸国 <sup>(2)</sup> FTA交渉開始(CAFTA) 米・南部アフリカ関税同盟諸国(SACU) <sup>(3)</sup> FTA交渉開始 豪・シンガポールとのFTA発効	カンクン会合
2004 1月	米・チリ、米・シンガポールとのFTA発効 米・バーレーンとのFTA交渉開始	
2月	米豪FTA合意成立	
3月	CAFTAにドミニカ参加	
5月	米・アンデス諸国FTA交渉開始	
6月	米・モロッコとのFTA合意成立	
7月	豪・タイFTA調印	枠組み合意成立
9月	米・バーレーンとのFTA合意成立	
2005 1月	米豪FTA発効	

資料: USTR, DAFTホームページ等を基に筆者作成。

注 アンデス諸国はペルー、エクアドル、コロンビアである。

中米諸国はコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアである。

SACU加盟国は、ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドである。

を加え、1994年に北米自由貿易協定（NAFTA：North America Free Trade Agreement）へと発展した。その背景には、当時のGATTウルグアイラウンド交渉が進展していなかったことに加え、ECが1992年に市場統合を進めており、ECの市場統合による域外国への閉鎖化が進むことに対する牽制と対抗の意味があった<sup>(1)</sup>。しかし、その後のウルグアイラウンド交渉の妥結と米国経済の自律的な拡大によってFTAのさらなる積極的な推進につながらなかった。他方、オーストラリアのFTA事例としては1980年代初めのニュージーランドとの経済連携がある。

アメリカのFTA締結が急増したのは2000年以降である。1999年のシアトルでのWTO閣僚会合は不調に終わり、EUの通貨統合や拡大の動きがあったこともアメリカのFTA戦略に拍車をかけたといわれている<sup>(2)</sup>。すでに述べた通り安全保障の強化という大義を得た後、アメリカのFTAは件数で急増した。アメリカは2001年にヨルダン、2004年にチリ、シンガポールとのFTAを相次いで発効している。オーストラリアやモロッコとのFTAはすでに合意に至っており、中米諸国、アンデス諸国、南部アフリカ関税同盟諸国など交渉中あるいは交渉が開始されたFTAは多数に上っている。

なお2002年以降のアメリカの経済連携や貿易自由化交渉の急増の背景にはブッシュ大統領が2002年に貿易促進権限（TPA：Trade Promotion Authority）を獲得したことも指摘されなければならない。TPAは従来ファストトラックと呼ばれており、議会に対する事前通告等の一定条件を満たす限りにおいて、議会が他国との交渉によって成立した通商合意内容について、迅速に承認するというものである。ファストトラック権限は1994年から停止されたままであった。2002年に付与された貿易促進権限で大統領は、2005年6月まで他国と通商協定を締結できることとなり、アメリカは大統領のリーダーシップのもとで迅速なFTA交渉が可能となった。

オーストラリアはアメリカとのFTAを除くと、シンガポールとのFTAを2003年7月に発効し、タイとのFTAを2004年7月に調印している。そのほかエジプト貿易投資枠組み協定（TIFA：

Trade and Investment Framework Agreement）が交渉中の他、中国、日本、韓国などとのFTAを視野に入れた調査が進行している。

現在の米豪両国の自由貿易交渉は主に3つのチャンネルを通じていると理解される。第1に多国間、グローバルに貿易交渉を進めるチャンネル、すなわちWTOにおける交渉である。第2に地域的枠組みで貿易自由化や規律化を進めるチャンネルである。アメリカ側の典型的事例は、NAFTAや中米諸国との自由貿易協定とその発展型としての西半球全体を自由貿易圏とするFTAA構想である。オーストラリアの地域的な交渉としてはすでにニュージーランドとのCER（CER：Closer Economic Relationship）があり、さらに東南アジア諸国連合（ASEAN）の関係強化、ASEAN/CERが当面の課題である。第3に米豪FTAのような2国間交渉である。2国間のFTA交渉にはさらに参加国が増加することによって地域的なFTAに発展・拡大する可能性を持っている。そして地域的な枠組みによる貿易自由化も、最終的にはグローバルな貿易自由化を目指していると考えられるべきであろう<sup>(3)</sup>。

## （2）両国の交渉課題

2003年3月オーストラリアのキャンベラを訪問したアメリカのゼーリック通商代表はオーストラリアのハワード首相と会談し、米豪FTAの交渉開始が正式決定された。この時、同代表がオーストラリアとのFTA交渉開始をアメリカ議会に通告した文書には、オーストラリアとのFTA締結がアメリカの農業にとって利益になることが強調されていた。同文書では農業分野にかかわる交渉課題として以下の点を掲げている。

（a）アメリカとオーストラリア2国間貿易にかかる関税等の撤廃を目指す。ただしセンシティブな産品には合理的な調整期間を設ける。（b）オーストラリア政府による小麦、大麦、砂糖、米の輸出独占措置の撤廃を求める。特に輸出公社（STEs：State-Trade Enterprises）に対する排他的な輸出権とSTEsに対する特別の財政措置の撤廃をオーストラリア政府に要求する。（c）アメリカの輸入制限メカニズムを適切に改善しつつ、腐敗しやすいあるいは季節性のあるアメリカ農産

物の輸出に悪影響を及ぼすオーストラリア政府の措置の撤廃を求める。(d) 誠実な(bona fide)食料援助を行う権利を維持し、アメリカの農業市場の発展と輸出信用プログラムの保持をしつつ、農産品に対するすべての輸出補助金を撤廃するというWTO交渉におけるアメリカ提案を達成するサポートのためにオーストラリアと同調する。(e) 正当化されない衛生植物検疫措置(SPS: Sanitary and Phytosanitary)を撤廃するよう求める。SPSに関しWTO交渉でのオーストラリアとの協力関係を強化する。(f) 技術的貿易障壁(TBT: Technical Barriers to Trade)について、特にバイオテクノロジーで生産されたアメリカ食品および農産物のラベリングに関連した事項のオーストラリアの是認を求める。正当化されないTBT措置も撤廃を求める。(g) 移行期間には2国間のセーフガードの仕組みを実行する。

農産物の関税率がすでに低いオーストラリアに対して、農業分野においてアメリカが求めたのは、関税の引き下げよりも植物防疫等の非関税障壁の除去とオーストラリアの農産物輸出公社の国家管理貿易の廃止であった。またEUとアメリカが対立するWTO農業交渉において、アメリカ提案の支持者としてのオーストラリアとの連携関係強化策としての米豪FTA締結はそれ自体が目的化していたという側面もあった。

では、対するオーストラリア側の狙いはどのようなところにあったのか。オーストラリアにとってアメリカは第2の貿易相手国であり、投資面では最大のパートナーである。オーストラリア外務貿易省(DAFT: Department of Foreign Affairs and Trade)は事前に米豪FTAの経済的効果の分析を行った。同国の国際経済センター(CIE: Centre for International Economics)の交渉開始前の試算によると、米豪FTAの締結によって貿易と投資が自由化されれば、10年以内にオーストラリアのGDPが年間で4億ドル増加するとしている<sup>(4)</sup>。また別の報告書によれば<sup>(5)</sup>、アメリカ市場に対するオーストラリア産商品やサービスの市場アクセスが増加するという直接的な利益に加え、アメリカのオーストラリアに対する投資を惹きつけるのに重要であるとしている。またFTAAのようなアメリカによる他のFTAにおい

てオーストラリアの市場アクセスの利益を守るという面も指摘している。以上からも、米豪FTA交渉に臨み、オーストラリアは合意不成立時のコストが甚大であることを十分に認識していたことがわかる。

オーストラリアは、農業分野におけるアメリカの貿易障壁として、関税割当(酪農品、砂糖、牛肉、綿花、ピーナッツ)、関税(羊毛、果実、野菜とナッツ、切花、小麦グルテン、米、野菜油)、高い国内支持を問題視していた。また加工食品と飲料については、関税(ワイン、マーガリン、チョコレートとココア調製品、果実の缶詰、アイスクリーム)を指摘している。

### (3) 交渉の推移

米豪FTAの交渉は合計5回に及んだ。その交渉内容は、両国ともに利益団体等複雑な利害関係があることを理由として、詳しくは明らかにされていない。交渉の担当者による各回交渉終了時に開催された記者会見の内容から、ある程度交渉過程に関する情報が得られる。だが、交渉の山場では両国の交渉担当者の発言内容は極めて慎重であり、多くを知ることはできない。ここでは記者会見の内容を基にして農業分野に関心事項を限定して交渉過程と経緯をトレースしておこう。

まず第1, 2回目の交渉(2003年3月, 5月)において、協議を進める上で必要と思われる両国の農業に関する基本的事項について相互理解を深めるための情報交換が行われた。オーストラリアはアメリカの農業支持政策について質問を行った。これは特定の市場アクセスの問題に関するものではなく、大枠についての協議で、アメリカ農業法と国内支持政策の概略、輸出競争などであった。アメリカ側からはオーストラリアで小麦の流通と輸出を独占的に行うAWB社(Australian Wheat Board Limited)の活動を始め、いくつかの質問を行った。それぞれ両国は得られた情報を本国に持ち帰り、各々の関係利益団体等と協議した上で、次の交渉で再度問題点について論議することとなった。

第3回目の交渉(同年7月)では、初めて両国の最初の市場アクセスに関するオファーが交換された。内容は商品、サービス、投資に渡る包括的

なものであった。第4回目の交渉（同年10月）では、酪農品、牛肉、砂糖等の農産物のアメリカ市場へのアクセスが交渉の焦点の1つとなっていた。他方オーストラリア側もSTEsが世界貿易を歪曲していないことをアメリカ側に主張しており、これを否定するアメリカの見解と相違した。

第5回目の交渉（同年12月）では、交渉が難航していた農業分野においても進展があったが、交渉終結にまでは至らなかった。課題の1つはFTA締結による市場開放までの移行期間に関する条件であった。農業分野の国内支持削減はおおむねWTO交渉の場に委ねられることになった。もともとFTAにおいては市場アクセスが交渉対象になっており、国内支持についてはWTOの場で扱うべしという判断がなされたからである。

農業分野で決着がもつれ込んでいたのは砂糖であった。アメリカの砂糖のロビー団体による極めて強い圧力が交渉に影響を及ぼしたためであった。交渉は12月中に終わらず翌年までもつれ込んだ。翌年1月に行われた記者会見では、多くの事柄が交渉中であることを理由に公にされない中、オーストラリアのベイル貿易相は交渉が最も難航しているのが砂糖であり、それが交渉に対する極めて影響力の強いアメリカの砂糖のロビーの結果であると言明した。

アメリカの砂糖生産者団体であるアメリカ砂糖同盟（ASA：American Sugar Alliance）は、交渉開始前より米豪FTAにおいて砂糖が交渉対象となること自体に反対していた。ASAはアメリカの砂糖産業は効率的であり、対等な競争条件であれば、自由化によって利益が得られるとして、砂糖の貿易自由化自体に反対していない。だが、世界各国は砂糖に対して種々の政策を実施しており、それらがWTO交渉で一律に取り除かれないまま米豪FTAでアメリカの砂糖市場を開放すべきではないとの見解を示した<sup>(6)</sup>。さらにASAは、オーストラリアも輸出貿易会社による独占や所得補助政策など、貿易歪曲的な政策が行われていると指摘している。仮に砂糖が米豪FTAによって自由化されれば、オーストラリアからの砂糖輸入の急激な増大によって、アメリカの生産者価格は暴落するであろうとの懸念を示した。こうした見解に基づいたアメリカ砂糖産業のロビーイングが

交渉妥結の土壇場において障害の1つとなったのである。

その他の農産物のうち乳製品と牛肉は、割当関税と割当外関税の撤廃、最終的には輸入割当の撤廃という方向で議論が進んだ。その場合もセーフガードの仕組みや発動条件等をどのように設定するかが最後まで問題となった。

結局、アメリカは砂糖の現行輸入割当量である87百万トンを超える輸入を認めず、砂糖は米豪FTAの完全な例外とすることが決まった。アメリカ側は米豪FTAの締結によるその他製品やサービス市場の開放による経済効果をもってすれば、砂糖を例外化してもオーストラリアの利益は余りあるという主張を貫いた。

SPSの問題についても議論が行われた。しかし、内容はその科学的な議論ではなく、現行のSPS協定を強く支持し約束を遵守するということの再確認が主であった。さらに交渉の結果、科学的根拠に基づいたSPS協定を遵守することが合意される見込みとなった。特定の検疫が市場アクセスを阻害している問題について議論は行われなかった。

#### （4）合意内容

以上のような交渉を経て成立した米豪FTAの合意内容を説明しておこう<sup>(7)</sup>。第1にオーストラリアとアメリカは両国とも実質的に全品目に対する関税を撤廃することに合意した。オーストラリアは6,117品目、アメリカは10,405品目がそれぞれ関税撤廃の対象となる<sup>(8)</sup>。関税の撤廃は漸次実施され、オーストラリアが2015年までに全障壁を撤廃し、アメリカが2022年までに対象の99.5%を撤廃することとなる。アメリカの完全撤廃の例外となったのは砂糖と乳製品である。砂糖は現行の関税割当制度が維持された。乳製品の割当枠は新規に設定もしくは増大し枠内税率はゼロだが、枠外の関税率は維持される。移行期間中に関税割当が適用される農産物は砂糖と乳製品のほか、牛肉、タバコ、綿、ピーナッツ、アボカドであるが、これらの関税割当制度は移行期間中に、枠の拡大と税率の低下が漸次行われ、最終的には撤廃される。段階的な撤廃は、それぞれ4年、10年、18年をかけて行われるものに分かれる。さ

らにアメリカが牛肉と一部の園芸作物には輸入急増に対処するためのセーフガードを設けることが合意された。以下ではアメリカの輸入制限措置の扱いを農産品ごとに説明する。

#### 1) 牛肉

アメリカの牛肉の輸入関税割当制度は以下のよう順次障壁を下げ、最終的には撤廃される(第3表)。現行の割当量に加えて、FTA発効の2年目(2006年)から新たな枠を15千トン設ける。ただしこの15千トンの枠は、アメリカの牛肉輸出がBSE発生前の2003年の水準にまで回復した場合にのみ設けられる。次に3年目(2007年)には5千トン積み増しした年間2万トンが割当量となる。以降枠は2年ごとに5千トンずつ増加し、15年目(2019年)からは毎年5千トンずつ増加する。最終的に18年目(2022年)に枠は年間7万トンに達し、19年目以降(2023年)からは関税割当は廃止される。枠内税率は1年目よりゼロである。枠外税率は当初26.4%で始まり、9~18年目(2013~2022年)までの間に税率が漸減さ

れ18年目以降は枠外税率もゼロになる。

アメリカには牛肉の急激な輸入増加を防ぐためのセーフガードの設定が認められた。牛肉のセーフガードの発動条件は2とおりある。第1に数量ベースのセーフガードである。協定発効より18年間の移行期間中に、オーストラリアのアメリカ向け牛肉輸出量が、当該年のFTAによって認められた割当量の110%を超えた場合に発動される。たとえば発効後15年目(2019年)の場合、FTAによって認められたその年の割当量は5万トンであるから、割当枠外の輸入量が5千トンを超えた場合数量セーフガードが発動される。数量セーフガードが発動されると、それ以上の輸出には、現在の枠外関税率26.4%と15年目の枠外関税率10.56%の差(15.84%)の4分の3の11.84%が新たに課される。結局、15年目の枠外関税率は10.56%であるが、数量セーフガードが発動された後には22.44%へと引き上げられることとなる。ただし、セーフガードが発動されても現行の枠外税率よりも低い。

第3表 アメリカの牛肉の輸入関税割当制度の撤廃

(単位: トン, %)

協定発効 以後の年数	西暦	FTAによる 新たな割当量	現行の割当 との合計量	割当内 関税率	割当外 関税率
1年目	2005	0	378,214	0	26.40
2	2006	15,000	393,214	0	26.40
3	2007	20,000	398,214	0	26.40
4	2008	20,000	398,214	0	26.40
5	2009	25,000	403,214	0	26.40
6	2010	25,000	403,214	0	26.40
7	2011	30,000	408,214	0	26.40
8	2012	30,000	408,214	0	26.40
9	2013	35,000	413,214	0	24.64
10	2014	35,000	413,214	0	22.88
11	2015	40,000	418,214	0	21.12
12	2016	40,000	418,214	0	19.36
13	2017	45,000	423,214	0	17.60
14	2018	45,000	423,214	0	14.08
15	2019	50,000	428,214	0	10.56
16	2020	55,000	433,214	0	7.04
17	2021	60,000	438,214	0	3.52
18	2022	70,000	448,214	0	0.00
19~	2023~	無制限	無制限	0	0.00

資料: Australia-United States Free Trade Agreement Guide to the Agreement 2004.3.

注: 2006年の割当量の増大は、アメリカの牛肉輸入がBSE発生前(2003年)の水準に回復した場合に限る。

第2に価格ベースのセーフガードである。このセーフガードには発動のための基準輸入量が設定される。価格セーフガードは、オーストラリアからアメリカへの年間牛肉輸入量が協定発効時点の年間総割当量 378,214 トンに、協定によって19年目までに認められる 70,000 トンの枠と 420 トンを加えた計 448,634 トンを超えた場合にのみ発動される。この基準輸入量は毎年 420 トンずつ増大させることになっている。発動は輸入基準量を超えて、かつ ( a ) 直近の四半期の 2 カ月間において、牛肉の月平均指数価格が 24 カ月発動価格 ( 24-month trigger price )<sup>(9)</sup> を下回った場合、アメリカは当該する四半期間にセーフガードを発動する。( b ) 9 ~ 12 月のいずれか 1 カ月において、牛肉の月平均指数価格が 24 カ月発動価格を下回った場合、アメリカはその年の第 4 四半期の残りの期間においてセーフガードを発動することができる。このセーフガードが発動されると、最低限の割当量 448,214 トンを超える輸入には現行の割当外関税率 26.40% の 65% に当たる 17.16% の追加関税が課される。

2) 乳製品

乳製品の合意内容は第 4 表の通りである。まず生乳、クリーム、アイスクリームに 750 万リットルの割当枠を設定し、枠は毎年 6% ずつ積み増しされる。バターには 1,500 トンの割当枠を設定し毎年 3% ずつ増加させる。脱脂粉乳が既存の 600

トンに加えて、本 FTA により新たに 100 トンが追加され、毎年 3% ずつ加増される。チーズは種別ごとに異なるが、やはり枠が新たに設定され、それが年々加増する。いずれの乳製品も枠内関税率はゼロで、枠外は現行の関税率が維持される。

3) 園芸作物

一部の園芸作物に設けられたセーフガードの仕組みは以下の通りである。対象は 33 の園芸作物 ( たまねぎ、にんにく、アスパラガス、トマト、桃、なし、果汁など ) に及ぶ。セーフガードの発動価格は直近の過去 5 年間から、最も価格が低い 2 年の平均値から算出される。FOB 価格がセーフガード発動価格を下回ることが発動の条件である。追加的な関税率は以下のように定まる。( a ) FOB 価格と発動価格の差が発動価格の 10% 以下であれば、追加的関税は課されない。( b ) 同差が 10% を超え、40% 以下であれば MFN ( 最恵国待遇 ) の関税との差の 30% の追加的関税を課す。( c ) 同差が 40% を超え、60% 以下であれば、MFN との差の 50% を追加的関税として課す。( d ) 同差が 60% を超え 75% 以下であれば、MFN との差の 70% を追加的関税として課す。( e ) 同差が 75% を超える場合は MFN との差の 100% が追加的関税として課す。このセーフガードは協定発効後 18 年間有効だが、その後は完全な自由化が実施される。

4) その他

第 4 表 アメリカの主要な乳製品の輸入関税割当枠の拡大

( 単位 : トン , % )

品 目	新たな割当量	現行の割当量	割当量の増加率 ( 年間 )
生乳、クリーム、アイスクリーム	750 万リットル	0	6.0
コンデンスミルク	3,000	92	6.0
バター、バターファット	1,500	0	3.0
脱脂粉乳	100	600	3.0
その他ミルクパウダー ( 含む全脂粉乳 )	4,000	57	4.0
その他乳製品	1,500	3,016	6.0
チェダーチーズ	750	2,450	3.0
アメリカンタイプチーズ	500	1,000	3.0
スイスチーズ	500	500	5.0
ヨーロピアンタイプチーズ	2,000	0	5.0
その他チーズ	3,500	3,050	5.0

資料 : Australia-United States Free Trade Agreement Guide to the Agreement 2004.3 .

最後に農業分野に関するその他の合意事項を列挙する。(a) 農産物自由貿易推進のためのWTO交渉を始めとする国際交渉, 国際的な委員会等の場における両国の協力関係を確認する。(b) 米豪FTAの下で農業委員会を設置する。年1回開催される同委員会では, 米豪両国間の幅広い農業に関する問題を議論する。(c) 両国間の農産物貿易において輸出補助金の撤廃は合意できなかったが, 例外を除いて, いかなる農産物に対するいかなる輸出補助金も導入しない。(d) BSEに関する国際的基準作成に両国が協力する。

#### (5) 合意内容に対する反応

以上が今回の合意内容であるが, この合意内容にすべての利害関係者の不満が調整されたわけではない。

アメリカの砂糖業界は砂糖が米豪FTAから除外されたことを高く評価する一方, アメリカ農業者団体のファームビュローは米豪FTAにオーストラリアのSPS措置の撤廃が含まれない点に不満を示した。ファームビュローが米豪FTAを支持できるかどうかは, SPSに関して, 不必要な規制が撤廃されるかどうかにかかっていると表明した<sup>(10)</sup>。ファームビュローによれば, 仮にオーストラリアのSPS措置が改善されたならば, アメリカの食品の輸出は年間150百万から200百万ドル増大するであろうと予測している。分析によれば, アメリカの豚肉, 鶏肉, 柑橘, ストーンフルーツ, りんごの生産者にSPS措置改善の利益があるとしている。アメリカの農業者団体としては, オーストラリアの厳しいSPS措置が温存され, アメリカ農産物の輸出機会が改善されないまま, 米豪FTAによって牛肉と乳製品を中心にオーストラリアのアメリカ向け農産物輸出の増加が見込まれるという点で不満があった。

他方, 交渉前からオーストラリア砂糖生産者の米豪FTAに対する期待は大きく, その合意内容に対する失望は極めて大きなものであったにちがいない。そうしたオーストラリア砂糖生産者の不満に対して, オーストラリア政府はサトウキビ生産農家に対し, 米豪FTAによってアメリカの砂糖の市場開放ができなかった代償的措置として, サトウキビ生産者の異なる作物の作付けや土

地利用のシフトを援助するために311百万ドルの支出を決めている<sup>(11)</sup>。また, オーストラリアのソーレイ駐米大使は米豪FTAの今後について砂糖が米豪FTAから外されたことは遺憾であるが, 引き続き砂糖の自由化交渉は継続すると言明した<sup>(12)</sup>。

このように米豪FTAは合意に至ったとはいえ, 双方には根強い不満が残されたままとなっており, 米豪FTAは締結合意には至ったものの, 完全な決着までにはまだいくつかの課題が残されているのである。農業分野では, 両国が引き続き協議を行うことが協定に定められており, 砂糖やSPSなどについては将来的には見直しされる可能性を残している<sup>(13)</sup>。

注 浜野信也「日米FTAの可能性と効果」(浦田秀次郎・日本経済研究センター編〔15〕所収)を参照。

前出浜野 246 ページを参照。

荻田竜史「「超大国」米国と「遅れてきた国」日本のFTA戦略」(渡辺編〔16〕所収)では, グローバル, リージョナル, パイラテラルといった貿易自由化交渉のチャンネルの相補的組み合わせによって追求される最終目標が, 建前だけでなく実質的にも多国間自由化に収斂していることは, アメリカのFTA戦略に独特な性質であるとしている。

Berkelmans, Mckibbin, and Stoeckel〔3〕。

Australian APEC Study Centre〔1〕。

2003年1月15日アメリカ通商代表部におけるアメリカ砂糖産業代表による証言。

合意内容に関する事項は, 合意協定文書および Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade〔5〕を参考にした。

品目数はHSコード8桁でカウントした。

直前の24カ月の平均指数価格のマイナス6.5%に相当する価格。

2004年3月22日ファームビュローニュース。

2004年8月5日ニューヨークタイムズ紙。

2005年5月5日シドニーモーニングヘラルド紙。

農業分野以外にも両国間で必ずしも決着がつかない問題の1つとして, オーストラリアのPBS (Pharmaceutical Benefits Scheme) がある。オーストラリアのソーレイ駐米大使は, アメリカは交渉終了後も引き続きPBSの改革をオーストラリアに要求してくるであろうとの見込みを示している。PBSについては Centre for International Economics〔4〕を参照。

#### 4. 米豪貿易自由化協定が与える 経済的インパクト

##### (1) 米豪両国の経済力の概要

まず米豪両国の経済力を簡単に比較するため、人口、GDP、貿易額等の基礎的データを第5表に掲げた。総人口はアメリカが約2億9千万人に対し、オーストラリアは約2千万人で、アメリカの総人口はオーストラリアの14.6倍に当たる。GDPはアメリカが11兆ドルに達するのに対し、オーストラリアは5千億ドルと、アメリカのGDPはオーストラリアの21.6倍である。1人当たりGDPにすると、アメリカが37,600ドルに対し、オーストラリアは25,300ドルで、アメリカのGDPはオーストラリアの1.5倍である。以上のように米豪両国間の主要な経済指標で見ると、両者の経済的規模の格差は15～20倍強とかなり大きい。

貿易額では、アメリカの輸出総額が9,820億ドルに達するのに対し、オーストラリアは820億ドルであり、アメリカはオーストラリアの12倍の貿易額となる。米豪間貿易も両国の間で非対称的である。アメリカのオーストラリア向け輸出額は200億ドルで全輸出額の2%に過ぎないのに対し、オーストラリアのアメリカ向け輸出総額は90億ドルであるが全輸出額の11%を占めている。オーストラリアにとってアメリカは日本（輸出総額の17%）、EU（同14%）に次ぐ第3の輸出相手国であるが、アメリカにとっての貿易相手国としてのオーストラリアのプレゼンスはずっと小さいと

いうべきであろう。

さらに両国の農産物貿易額（第6表）を見ると、2003年のアメリカの農産物総輸出額は約600億ドルである。主要な輸出農産物は大豆7,980百万ドル（農産物総輸出額の13.4%）、牛肉等5,750百万ドル（同9.7%）、野菜4,820百万ドル（同8.1%）、とうもろこし4,747百万ドル（同8.0%）などとなっている。他方、2002年のオーストラリアの農産物総輸出額は約160億ドルである。主要な輸出農産物は牛肉2,193百万ドル（全農産物輸出額の13.9%）、羊毛類2,071百万ドル（同13.1%）、小麦1,815百万ドル（同11.5%）、乳製品1,388百万ドル（同8.8%）、砂糖826百万ドル（5.2%）などとなっている。なお、2003年の日本の米豪両国からの農産物品目別輸入額は、アメリカからの輸入農産物では、とうもろこし2,485億円、豚肉1,459億円、大豆1,300億円、牛肉1,285億円などとなっている。オーストラリアからの輸入農産物は牛肉1,100億円が圧倒的に大きく、そのほか小麦282億円、ナチュラルチーズ223億円、大麦（裸麦を含む）166億円、菜種（採油用）141億円、砂糖135億円などとなっている。

##### (2) GTAPと既往研究について

GTAPは一般均衡分析の枠組みで輸入関税や輸出補助金等の変化が生産や貿易等に及ぼす影響を与えるかをグローバルな視点から分析するツールである。GTAPについて詳細に説明した文献としてHertel〔5〕がある。また邦文文献として川崎〔6〕を挙げておく。GTAPの詳細はこれら文献を参照されたい。一般均衡モデルでは家計、企

第5表 米豪両国の経済力比較

	アメリカ (a)	オーストラリア (b)	(a) ÷ (b)
人口 (千人, 2003 年)	291,049	19,881	14.6
GDP (十億ドル, 2003 年)	10,934	506	21.6
一人当たりGDP (ドル, 2003 年)	37,600	25,300	1.5
総輸出額 (十億ドル, 2002 年)	982	82	12.0
			総輸出額に占める割合 (%)
うちアメリカ向け	-	9	11
オーストラリア向け	20	-	2
日本向け	79	14	アメリカ 8 オーストラリア 17

資料 : OECD, CIE〔4〕。

第6表 米・豪・日の農産物貿易の概要(2003年)

主要農産物輸出総額(単位:百万ドル,%)					
	アメリカ			オーストラリア(2002年)	
	金額	割合		金額	割合
総額	59,553	100.0	総額	15,785	100.0
うち大豆	7,980	13.4	うち牛肉	2,193	13.9
牛肉等	5,750	9.7	羊毛類	2,071	13.1
野菜	4,820	8.1	小麦	1,815	11.5
とうもろこし	4,747	8.0	乳製品	1,388	8.8
小麦	3,933	6.6	砂糖	826	5.2
砂糖など	1,807	3.0	コメ	113	0.7
乳製品	1,057	1.8			
コメ	1,027	1.7			

日本の主要農産物輸入金額(単位:億円,%)					
	アメリカからの輸入			オーストラリアからの輸入	
	金額	割合		金額	割合
総額	7,363	100.0	総額	2,196	100.0
うちとうもろこし	2,485	33.8	うち牛肉(くず肉含む)	1,100	50.1
豚肉(くず肉含む)	1,459	19.8	小麦	282	12.9
大豆	1,300	17.7	ナチュラルチーズ	223	10.2
牛肉(くず肉含む)	1,285	17.4	大麦(裸麦を含む)	166	7.5
小麦	683	9.3	菜種(採油用)	141	6.4
コメ	150	2.0	砂糖	135	6.1
			綿	103	4.7
			コメ	46	2.1

資料: USDA/ERS "U.S. Agricultural Trade Update", ABARE "Australian Commodity Statistics 2003", 財務省「貿易統計」.

業といった経済主体が、完全競争下において、家計であれば予算制約下で効用最大化し、企業であれば生産関数の制約下で利潤最大化する。GTAPでは実際のデータに基づき、モデルによって計算される均衡価格および数量が、ある政策変更たとえば輸入関税率の引き下げ等を実施した場合に、どの程度変化するのかを試算・分析することが可能である。

関税の引き下げ等の財市場におけるショックや変化は、生産に要する生産要素への派生需要に影響を及ぼす。たとえば何らかの原因で小麦の需要が増大し、小麦の生産が増大すれば、小麦生産部門から派生的に労働、土地、資本などの本源的生産要素と中間投入財の需要が増大する。本源的要素の供給が固定的であれば、小麦部門における本源的要素に対する派生需要の増大は、その分他部門における派生需要の減少を招く。こうした変化は所得の変化も引き起こす。GTAPは一般均衡モ

デルなので、こうした経済全体に起こる変化を統一的に表現することができる。また、あるショックによる変化によって経済に起こりうる諸々の影響を総合的に勘案して、そのショックがプラスの影響をもたらすのか否かという判断を、国別の等価変分という形で算出することが可能である。

利用したGTAPはバージョン5である。バージョン5は分析の基準点(ベンチマーク)が1997年とやや古い。ここでは1997年時点の均衡状態と、ケースごとに想定した関税引き下げ等によって新たに定まる均衡状態とを比較分析する。すでに見たように、実際の一部の関税引き下げは段階的に行われる予定である。また、ショックを与えた後、新たな均衡状態に達するまでには生産要素の部門間移動などの調整に必要な期間がいくらか存在すると考えられる。しかしここでの分析ではこれらをすべて無視し、すべての変化が瞬時に調整される。調整を無視するというこの仮定

は、分析が関税率変化による経済への中期的な影響を分析しようとしていることを意味している。また、投資の増大、競争の促進、技術進歩といった影響や効果もすべて無視し、単純に関税率引き下げによってもたらされうる静学的効果のみを計測する。

米豪FTAの合意結果がもたらす経済効果の計測事例としてBerkelmans, et al. [ 3 ] やCentre for International Economics [ 4 ] がある。前者は米豪FTA交渉の事前にGTAPを用いてセクターごとの期待される経済的インパクトを分析しており、今回の妥協に関する分析は当然行われていない。後者は今回の合意に基づく米豪FTAの効果を動学一般均衡モデルであるG-cubedで分析し、オーストラリアの実質GDPを約60億ドル(増加率0.7%)押し上げる効果があることを示した。またGTAPを用いてセクター別の効果も詳細に分析しているが、完全実施の場合と合意案の比較によって妥協による経済損益を分析するのではなく、合意に基づく米豪FTAのセクター別の生産や輸出入の変化の分析にとどまっており、妥協の影響如何といった視点に立った分析は行われてない。さらに、いずれの分析も米豪FTA締結が我が国に与える経済的影響には関心が払われていない。

( 3 ) データとシナリオ

GTAPの長所の1つは「全産業を対象とする一般均衡モデルにもかかわらず、農産品についてかなり細分化されている。」点<sup>(1)</sup>であろう。GTAPのバージョン5では最も細分化した場合、66の国および地域と57の財区分で分析を行うことが可能である。ここでは、以上の地域と財を20の国および地域と33の財区分に集計した。集計についての詳細は第7表の通りである。農業分野における影響を中心に分析するという目的に基づき、財区分は農林水産物についてより詳細に、その他産業はいくつかの産業を集計した簡素なものとした。

すでに述べたように、米豪FTAは完全自由な貿易協定ではなく、砂糖、乳製品などを自由化の例外としたが、このような例外化は、完全に自由化した場合と比較して、経済的なインパクトとし

第7表 GTAPの財と国・地域の集計

財区分	国・地域区分
玄米・もみ	オーストラリア
小麦	ニュージーランド
その他穀類	中国
野菜・果実・ナッツ	日本
油糧種子	韓国
サトウキビ・ビート	台湾
植物繊維(綿花)	インドネシア
その他作物	マレーシア
家畜類	フィリピン
その他動物製品	シンガポール
生乳	ヴェトナム
羊毛・絹	タイ
林業	その他アジア
水産業	カナダ
石油・石炭・ガス等	アメリカ
牛肉・羊肉類	メキシコ
豚肉・鶏肉類	ブラジル
野菜油等	その他中南米
乳製品	ヨーロッパ
精米	その他世界
砂糖	
その他食品	
飲料・タバコ	
繊維・衣料	
木製品	
紙・出版	
化学製品	
金属	
自動車	
設備	
その他製造	
サービス	

てはどの程度の違いをもたらすのであろうか。そこでまずcase 1として米豪両国が相手国からの輸入関税すべてを撤廃した場合を想定する。他方、合意案に基づいた場合、砂糖や乳製品などでアメリカの関税割当制度を再現する必要がある。しかし、GTAPにおいて関税割当を直接的に表現する場合、モデルの修正や関税割当に関する新たなデータを追加する必要がある。ここでは関税割当制度そのものを直接的に表現せず、これらの例外扱いを受ける産品は、その障壁に相当する関税率に換算する。具体的には、アメリカの砂糖の関税率は基準時と同じで変更しない。関税割当制度が残される乳製品はCIE [ 4 ] の推定に基づきア

アメリカの関税率を4.1%に設定する。牛肉は、最終的には関税が撤廃される予定なので、アメリカの関税率はゼロとした。その他の品目についてはcase 1と同様にすべて関税率はゼロに設定する。以上の想定を今回の合意案に基づくcase 2としてcase 1と比較する。

なお、2003年12月アメリカにおいてBSE感染牛を確認したため、2005年5月現在、わが国を始めとする数カ国は一時的に同国からの牛肉等の輸入を停止している。またカナダからの牛肉輸入も2003年5月に同国内でBSE感染牛が確認されたことから、やはり輸入が一時的に停止されている。だがこうした影響は、安全性が確認されるまでの一時的なものであるとみなし、本分析においては影響については考慮せず、アメリカおよびカナダからの牛肉輸入がすべての国において通常状態で行われていると想定した<sup>(2)</sup>。

#### (4) 分析結果

##### 1) 等価変分・GDP

第8表に両ケースの各国の等価変分を示す。

オーストラリアの場合、完全撤廃のcase 1では44.3百万ドルと微増するが、一部農産物を除外した合意案に基づくcase 2では-42.6百万ドルと等価変分はむしろ減少する。実際にこの合意に基づく米豪FTAがオーストラリアにマイナスの影響をもたらすか否かを結論付けるためには、たとえば動学的効果を考慮した分析等、さらなる検討が必要である。だが少なくとも、妥協によってアメリカの砂糖と乳製品の輸入関税割当制度を残したことは、完全な貿易自由化をした場合に比べ、オーストラリアにとって少なくとも80百万ドル程度のマイナスとなったと考えてよいだろう。他方、アメリカはcase 1で378.9百万ドル、case 2では456.9百万ドルのプラスとなった。case 1とcase 2の差はわずかに78百万ドルではあるが、case 2のほうがcase 1よりも等価変分は大きくなっており、アメリカにとって合意案が完全撤廃よりも好ましいといえる。

米豪以外のその他第3国は、ケースに関係なくいずれも等価変分はマイナスである。日本の等価変分はcase 1で-110.2百万ドル、case 2で

第8表 等価変分・GDPの変化

(単位:百万ドル,%)

	等価変分		GDPの変化	
	case1	case2	case1	case2
オーストラリア	44.3	-42.6	0.02	-0.11
ニュージーランド	-16.8	-16.2	-0.12	-0.13
中国	-37.4	-31.4	-0.02	-0.02
日本	-110.2	-98.8	-0.02	-0.02
韓国	-37.5	-35.2	-0.03	-0.03
台湾	-14.0	-12.3	-0.02	-0.02
インドネシア	-10.7	-6.5	-0.02	-0.02
マレーシア	-8.8	-6.2	-0.02	-0.02
フィリピン	-8.1	-1.6	-0.04	-0.01
シンガポール	-7.0	-5.7	-0.02	-0.02
ヴェトナム	-0.8	-0.6	-0.02	-0.02
タイ	-5.6	-5.7	-0.02	-0.02
その他アジア	-13.9	-10.5	-0.02	-0.02
カナダ	-39.0	-38.0	-0.02	-0.01
アメリカ	378.9	456.9	0.03	0.04
メキシコ	-14.4	-15.1	-0.01	-0.01
ブラジル	-13.9	-8.0	-0.02	-0.01
その他中南米	-41.7	-16.4	-0.03	-0.01
ヨーロッパ	-134.2	-136.6	-0.02	-0.02
その他世界	-25.6	-19.2	-0.01	-0.01
全世界合計	-116.3	-49.7	0.00	0.00

- 98.8 百万ドルである。ヨーロッパはcase 1 で - 134.2 百万ドル，case 2 で - 136.6 百万ドルである。これら各国・地域の等価変分を全世界で合計するとcase 1 は - 116.3 百万ドル，case 2 は - 49.7 百万ドルである。米豪FTA自体は，完全撤廃の場合でも，合意案の場合も全世界で見ると好ましくはないが，合意案による妥協によって全世界に与えるマイナス影響は完全自由貿易化した場合に比べて半分以上も減少している。

GDPの変化は，当事国であるオーストラリアではcase 1 が 0.02%，case 2 が - 0.11%と，case 1 でもGDPの上昇はわずかであり，case 2 ではマイナスになる。アメリカでもcase 1，2 共にほとんど変わらず，case 1 で 0.03%，case 2 で 0.04%にすぎない。第3国の場合，影響はすべてマイナスである。日本の場合case 1，2 共にほとんど変わらず - 0.02%，ヨーロッパもどちらのケース共に - 0.02%である。オーストラリアと結びつきの強いニュージーランドは，第3国としてはGDPのマイナスが大きく，case 1 が - 0.12%，case 2 が - 0.13%である。これはニュージーランドのアメリカ向けの農産物輸出が，オーストラリアに奪われたためであると考えられる。

総じて，米豪FTAの両国の経済全体に与える静学的効果は非常に小さいといえるだろう。もともと高関税率品目は経済全体に占めるウェイトの低い農産物が中心であるため，それらの関税引き下げが，経済全体に与える影響はさほどは大きくならないことが原因であろう。また，日本やヨーロッパを始めとするその他第3国の経済全体に与える影響もマイナスではあるが，不完全な自由貿易化になったことも併せ，その影響は極めて軽微なものにとどまると考えてよさそう<sup>(3)</sup>。

## 2) 交渉理論の応用

2. では非協力ゲームの確定的分析に確率の概念を導入して，交渉解の分析を行った。そこで，ここでは等価変分を交渉によって得られる利得とみなし，交渉理論を用いて米豪FTA交渉を分析してみよう。

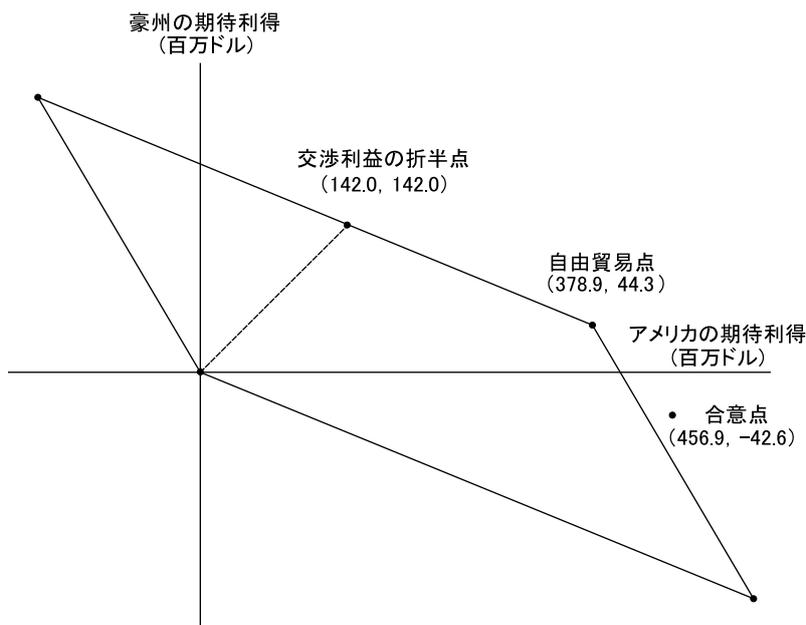
まず交渉のボトムラインとなる交渉基準点は，交渉を開始する以前の状態とし，等価変分は両国共にゼロとする。米豪両国が共にすべての関税を撤廃する時に得られる利得はcase 1 のときに得ら

れる等価変分を自由貿易点とする。最後に1国が関税を維持し，もう1国が関税を撤廃する場合の利得は，それぞれアメリカ（オーストラリア）がすべての関税率を変更せず，オーストラリア（アメリカ）がすべての関税率をゼロとする場合の等価変分とした。

以上の前提に基づいて，Riezman〔13〕による分析の枠組みで米豪FTA交渉を作図したのが第3図である。横軸にはアメリカの，縦軸にはオーストラリアのそれぞれ期待利得（等価変分）を取っている。どちらかの国が関税を維持し，もう一方が関税を撤廃した場合，関税を維持した国の等価変分＝利得はプラスとなるが，関税を撤廃した国は大幅なマイナスとなる。自由貿易の点は，case 1 における米豪両国の等価変分の組み合わせである。自由貿易時の利得は1国単位で見れば，アメリカ側により大きく，オーストラリア側により小さい。ここで，交渉の目的を両国が得られる利得の積を最大化するように定めた場合，交渉解は両国が得られる利得が等しい時となる。この試算結果によると両国の利得は共に 142.0 百万ドルである。ところが，実際の合意案に基づいて試算される利得は同図中の“合意点”であり，理論的な交渉解から遠く離れている上に，交渉の対象領域からも外れた交渉実現可能集合の外側に位置している。

この交渉実現可能集合は確定的利得に確率を付与することによって作図されたものであり，GTAP内で米豪の関税率を操作して作図されたものではない。よって，必ずしも全製品の関税率を操作して得られた利得の組み合わせすべてがこの交渉実現可能集合に含まれるわけではない。そもそも，交渉理論によれば，交渉によって得られる利得が少なくとも交渉基準点よりも大きくなければ，個別合理性が満たされず交渉を成立させる意味はない。ところが，試算による合意点でのオーストラリアの利得は，オーストラリアの交渉基準点のそれよりも低いので，交渉の対象領域にも含まれない。

試算による結果からは，オーストラリアがこの合意案を受諾すべき理由を交渉理論に基づいて合理的に説明することはできなかった。ただし，以下の2点については議論の余地がある。まず，モ



第3図 米豪FTAの交渉可能領域の例

デルでは米豪FTAの関税撤廃に伴う静学的効果のみを分析対象としており、投資の自由化などに伴う動学的効果も含めた総合的な分析を踏まえた結果ではない。第2に交渉の基準点は交渉開始前としたが、たとえば交渉が失敗した時に交渉開始前以上の厚生水準が保たれない場合などは、交渉基準点が異なってくる可能性がある。交渉基準点の設定水準の如何によっては、合意案の個別合理性の成立を説明することも可能である。

また、一貫してアメリカが農産物分野において頑なな態度を貫き、妥協を成立させた背景には、アメリカの対豪輸出の比重は非常に小さいことなどと合わせ、米豪FTAのアメリカにとっての経済効果自体が小さいものであったことも指摘されなければならない。アメリカ側の米豪FTA実現による潜在的な経済メリットは、人口1人当たり等価変分で計算すると、case 1で約1.3ドルであり、オーストラリアの約2.2ドルよりも小さい。

今回の分析結果から、米豪FTAがオーストラリアにとって非合理的であると直ちに断ずることはできないが、オーストラリアにはさらなる交渉によってより高い利得を得る可能性はあり、その場合、オーストラリアの譲歩が行き過ぎであったのではないかと推考される。

### 3) 生産への影響

#### ( ) 生産額

第9表は米豪両国の生産額の変化を示したものである。まずオーストラリアの生産額だが、case 1の場合、砂糖の生産額は大きく増加し、333.0百万ドル(変化率22.9%)の増加となる。また、原料のサトウキビ・ビートも162.5百万ドル(同24.4%)の増加が見込まれる。ところが、砂糖を現状維持のまま例外化したcase 2の場合、砂糖はわずか1.1百万ドル(同0.08%)の増加にとどまる。サトウキビ・ビートもやはり1.7百万ドル(同0.26%)程度の増加にとどまり、締結前とほとんど変わらない。

次に乳製品はcase 1では175.9百万ドル(変化率3.1%)、case 2でも143.1百万ドル(同2.5%)と、増加率は若干低下するが、case 2でも生産額の大きな増加が見込まれる。また、乳製品の原料である生乳の生産額もcase 1では77.0百万ドル(同3.3%)、case 2では61.1百万ドル(同2.7%)の増加となる。乳製品に関しては、アメリカの輸入関税割当制度そのものは維持するが、割当枠の設定ならびに拡大が予定されているため、輸入関税割当制度が現状のまま維持される砂糖とは影響が大きく異なっている。

牛肉は20年ほど関税割当制度が維持される見

第9表 米豪の生産額の変化

(単位：百万ドル，%)

	オーストラリア				アメリカ			
	変化額		変化率		変化額		変化率	
	case1	case2	case1	case2	case1	case2	case1	case2
玄米・もみ	- 0.2	0.1	- 0.10	0.04	- 0.1	- 0.2	- 0.01	- 0.01
小麦	- 16.3	- 4.5	- 0.60	- 0.17	7.6	0.7	0.08	0.01
その他穀類	6.5	5.1	0.44	0.35	- 26.0	- 25.7	- 0.06	- 0.06
野菜・果実・ナッツ	7.9	8.2	0.27	0.28	- 0.7	- 1.9	0.00	- 0.01
油糧種子	4.4	5.5	1.40	1.74	- 4.1	- 5.8	- 0.02	- 0.03
サトウキビ・ビート	162.5	1.7	24.36	0.26	- 77.7	- 0.4	- 3.12	- 0.02
植物繊維(綿花)	- 15.6	- 2.6	- 0.78	- 0.13	8.6	4.9	0.12	0.07
その他作物	31.9	24.6	1.29	1.00	- 4.6	- 5.0	- 0.02	- 0.02
家畜類	46.2	49.8	1.13	1.22	- 45.2	- 48.0	- 0.08	- 0.08
その他動物製品	- 1.3	1.1	- 0.06	0.05	- 0.9	- 0.9	0.00	0.00
生乳	77.0	61.1	3.34	2.65	- 32.6	- 25.2	- 0.14	- 0.11
羊毛・絹	6.8	9.2	0.30	0.41	- 0.4	- 0.8	- 0.12	- 0.26
林業	- 1.0	- 1.4	- 0.07	- 0.10	0.4	0.5	0.00	0.00
水産業	0.0	0.3	0.00	0.01	- 0.8	- 0.7	- 0.05	- 0.04
石油・石炭・ガス等	- 21.6	- 2.7	- 0.08	- 0.01	4.6	3.1	0.00	0.00
牛肉・羊肉類	82.8	91.9	1.61	1.78	- 46.5	- 50.2	- 0.08	- 0.08
豚肉・鶏肉類	8.4	4.7	0.31	0.17	1.9	4.1	0.00	0.01
野菜油等	- 2.4	- 2.1	- 0.40	- 0.34	2.3	1.6	0.02	0.01
乳製品	175.9	143.1	3.06	2.49	- 86.9	- 64.6	- 0.15	- 0.11
精米	- 0.5	0.0	- 0.16	- 0.01	- 0.3	- 0.5	- 0.02	- 0.03
砂糖	333.0	1.1	22.89	0.08	- 252.0	0.2	- 3.25	0.00
その他食品	49.7	46.2	0.40	0.37	10.2	38.4	0.00	0.02
飲料・タバコ	5.4	5.7	0.09	0.09	46.4	48.3	0.04	0.04
繊維・衣料	120.6	143.0	1.14	1.35	271.6	267.9	0.13	0.13
木製品	- 13.1	- 14.5	- 0.15	- 0.16	37.7	41.3	0.02	0.02
紙・出版	- 21.3	- 29.6	- 0.14	- 0.19	107.3	118.1	0.03	0.04
化学	- 61.1	- 60.2	- 0.23	- 0.23	361.2	370.3	0.05	0.05
鉱物製品	- 45.1	- 44.3	- 0.58	- 0.57	80.2	79.1	0.08	0.08
金属	- 80.3	- 18.5	- 0.23	- 0.05	198.7	183.1	0.05	0.04
自動車	- 225.7	- 199.6	- 1.79	- 1.59	802.2	789.9	0.22	0.22
設備類	11.8	28.9	0.14	0.35	- 266.1	- 291.8	- 0.06	- 0.07
その他製造	- 109.6	- 84.0	- 0.70	- 0.54	479.1	459.8	0.07	0.07
サービス	230.9	- 202.6	0.05	- 0.04	2965.0	3379.0	0.03	0.03
合計	746.4	- 35.6	0.11	- 0.01	4540.7	5268.7	0.03	0.04

込みだが、移行期間中に障壁は徐々に撤廃される。ここでは最終的にはすべて撤廃される予定であるため、case 2 でも牛肉類に対する関税は完全に撤廃されることとした。関税撤廃による牛肉・羊肉類の生産額増大は、case 1 で 82.8 百万ドル(変化率 1.6%)、case 2 は 91.9 百万ドル(同 1.8%)と、case 2 のほうがむしろ大きく増加する。これはcase 2 のほうが砂糖や乳製品等の生産の増加が低い分、牛肉等の生産が増大したと解釈される。中間投入財である家畜類も、case 1 で 46.2 百万

ドル(同 1.1%)、case 2 で 49.8 百万ドル(同 1.2%)の増加が見込まれる。このほかにもcase 2 の生産額のほうが、case 1 よりも増大率が高い農産物がいくつか存在する。玄米・もみ、野菜・果実・ナッツ、油糧種子、羊毛・絹などがそれである。また、どちらの場合も生産額が減少する農産物もある。小麦はcase 1 で - 16.3 百万ドル(同 - 0.6%)、case 2 で - 4.5 百万ドル(同 - 0.2%)となる。減少の程度はcase 2 のほうが小さいが、どちらの場合も生産額は減少する。最後にその他食品も生

産額が増大し、case 1で49.7百万ドル(同0.4%)、case 2で46.2百万ドル(同0.4%)となっている。

非農産物では自動車(case 2で-199.6百万ドル(変化率-1.6%))を始め、衣料などを除き、おおむね生産額は減少する。結局オーストラリア全体の生産額は、case 1が746.4百万ドル(同0.1%)の増加だが、case 2は-35.6百万ドル(同-0.01%)とわずかに減少する。

これに対しアメリカは、砂糖の生産額がcase 1では-252.0百万ドル(変化率-3.3%)と大きく変化する。だが、case 2では0.2百万ドル(同0.00%)とわずかだが増加に転ずる。サトウキビ・ビートについてもcase 1での生産額の大きな減少に対し、case 2では減少幅は極めて限定的である。乳製品はcase 1で-86.9百万ドル(同-0.15%)、case 2で-64.6百万ドル(同-0.11%)とわずかだがマイナスである。生乳も乳製品と同程度の減少率を示している。牛肉・羊肉類はマイナスの変化であるが影響はさらに小さく、case 1で-46.5百万ドル(同-0.08%)、case 2では-50.2百万ドル(同-0.08%)である。牛肉・羊肉類はcase 2のほうがcase 1よりも大きく減少している。家畜類もやはりマイナスの変化ではあるが影響は極めて限定的であり、case 1で-45.2百万ドル(同-0.1%)、case 2で-48.0百万ドル(同-0.1%)に過ぎない。その他の農産物に関しては金額的にも50百万ドル以下の変化に過ぎず、変化率では0.1%に満たない変化がほとんどである。

非農産品では、自動車(case 2で789.9百万ドル(変化率0.22%))の増加が見込まれるなど、一部を除いて生産額は増加する。ただし、変化率はいずれも0.3%に満たない小さな変化にとどまる。

結局総生産額はcase 1では4,540.7百万ドル(同0.03%)、case 2では5,268.7百万ドル(同0.04%)とcase 2のほうが増加率はわずかに高い。いずれにせよ、総生産額の増加自体は微増にとどまる。

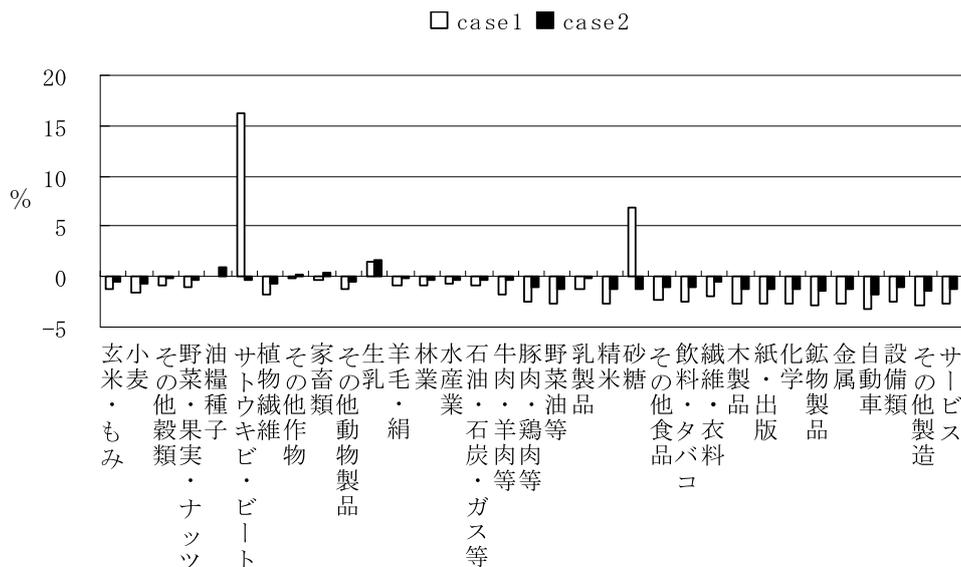
( ) 生産要素市場

生産の変化は派生需要を通じて土地や労働等の生産要素市場に影響を及ぼす。第10表には各生産要素の実質価格の変化を示している。オーストラリアにおいては、土地の価格が大きく変化する。case 1の場合4.83%、case 2の場合でも2.31%上昇する。他の生産要素は天然資源を除いて、上昇率はいずれも0.1%程度であるのに比べると極めて大きい。オーストラリアでは農業中心に生産が増加するため、土地に対するより多くの派生需要が発生する一方、土地の供給は限られるため、価格は上昇する。さらにオーストラリアで土地に対する需要量変化率を部門別に示したのが第4図である。case 1の場合、サトウキビ・ビートが16.2%、砂糖が6.8%と派生需要の増大が著しい。しかし、case 2では砂糖関係部門の土地需要は、一転して若干のマイナスとなる。生乳はいずれのケースも土地に対する需要はプラスであり、case 1が1.5%、case 2が1.6%である。その他の農業部門では、土地需要は土地価格の上昇によって、むしろマイナスになるケースが多い。生産が増大する牛肉・羊肉類では土地需要はどちらのケースもマイナスである。ただし、同部門による労働や資本への派生需要はプラスである。天然資源を除く生産要素に対する派生需要が減少に転ずる農業部門は、玄米・もみ、小麦、植物繊維(綿花)等である。なお、非農業部門でも一部を除き、土地、労働、資本に対する派生需要はマイナスとなっている。

第10表 生産要素価格の変化

(単位: %)

	オーストラリア		アメリカ	
	case 1	case 2	case 1	case 2
土地	4.83	2.31	- 0.28	- 0.21
非熟練労働	0.15	0.13	0.01	0.01
熟練労働	0.10	0.10	0.01	0.01
資本	0.12	0.11	0.01	0.01
天然資源	- 0.32	0.19	- 0.08	- 0.10



第4図 土地に対する派生需要の変化（オーストラリア）

アメリカでは、逆に米豪FTAによって農業生産が縮小するため、土地価格はむしろ低下する。前掲第10表によれば、case 1で - 0.28%、case 2でも - 0.21%となっている。他方、労働などのその他の生産要素は、非農業部門の拡大によって価格は上昇する。ただし、天然資源を除いて価格の上昇率は0.01%程度である。総じてオーストラリアの生産要素市場の変化に比べるとアメリカの変化は小さいといえる。

4) 貿易への影響

( ) 国・地域別

国・地域別に総輸出額の変化を第11表から見ると、金額ではアメリカの変化額はcase 2では1,316.1百万ドルで最も大きい正のインパクトがあるが、変化率は0.15%に過ぎない。他方、オーストラリアの変化額はcase 2で882.5百万ドルとアメリカのそれにはやや及ばないが、変化率は1.25%でアメリカよりもずっと大きく、最大である。世界の総輸出総額はcase 2で1,053.8百万ドル（変化率0.02%）とわずかに増加するが、米豪両国以外の総輸出額はすべてマイナスの変化である。ニュージーランドは最も減少率が大きく、金額ではcase 2で - 29.9百万ドル、変化率は - 0.18%である。日本は金額ではcase 2で - 159.6百万ドルと少なくないが、変化率はわずか - 0.03%に過ぎない。ヨーロッパも金額ではcase 2で - 543.3百万ドルと大きな減少だが、変化率

は - 0.02%程度にとどまる。

( ) 米・豪・日の輸出額の変化

第12表は米・豪・日それぞれの輸出先別貿易変化率を示したものである。まずオーストラリアのアメリカ向け輸出の変化はcase 1では14.76%見込まれるが、case 2は10.61%にとどまる。またcase 1ではアメリカ以外の輸出はすべて減少するが、case 2はその他アジアを除いてむしろプラスとなる。しかし、第3国への輸出の変化は0.5%未満の変化である。日本への輸出の変化率はcase 2で0.01%程度に過ぎない。アメリカの輸出はオーストラリアへの輸出がいずれのケースも17%ほど増加する。アメリカから第3国への輸出はどちらのケースもマイナスの変化となる。日本への輸出はcase 2で - 0.16%である。最後に日本の輸出先別輸出総額の変化をみると、case 2でオーストラリアへの輸出は - 5.42%、ニュージーランドへの輸出が - 0.30%である。その他の国・地域への輸出はプラスの変化となる。中でもNAFTA諸国への輸出が比較的大きく増加し、case 2をみると、カナダ0.21%、アメリカ0.13%、メキシコ0.18%のそれぞれ増加となる。ただし、すでに見たようにトータルの日本の輸出額は減少しており、それらの増加額はオーストラリアとニュージーランドへの輸出減少額を埋め合わせるには至らない程度である。

第 11 表 国・地域別総輸出額の変化

(単位：百万ドル，%)

	変化額		変化率	
	case1	case2	case1	case2
オーストラリア	985.3	882.5	1.40	1.25
ニュージーランド	- 29.7	- 29.9	- 0.17	- 0.18
中 国	- 77.6	- 75.3	- 0.03	- 0.03
日 本	- 160.1	- 159.6	- 0.03	- 0.03
韓 国	- 50.3	- 48.8	- 0.03	- 0.03
台 湾	- 23.2	- 22.2	- 0.02	- 0.02
インドネシア	- 14.0	- 14.2	- 0.02	- 0.02
マレーシア	- 11.3	- 10.6	- 0.01	- 0.01
フィリピン	- 7.9	- 6.7	- 0.02	- 0.02
シンガポール	- 25.1	- 24.7	- 0.02	- 0.02
ヴェトナム	- 3.1	- 3.1	- 0.03	- 0.03
タ イ	- 12.7	- 13.2	- 0.02	- 0.02
その他アジア	- 20.1	- 18.6	- 0.03	- 0.03
カナダ	- 40.6	- 40.6	- 0.02	- 0.02
アメリカ	1454.4	1316.1	0.17	0.15
メキシコ	- 13.4	- 11.9	- 0.01	- 0.01
ブラジル	- 18.1	- 10.8	- 0.03	- 0.02
その他中南米	- 52.7	- 22.3	- 0.04	- 0.02
ヨーロッパ	- 549.8	- 543.3	- 0.02	- 0.02
その他世界	- 94.1	- 89.3	- 0.02	- 0.02
合 計	1236.3	1053.8	0.02	0.02

第 12 表 米・豪・日の輸出先別総輸出額の変化率

(単位：%)

	オーストラリア		アメリカ		日本	
	case1	case2	case1	case2	case1	case2
オーストラリア	-	-	17.45	17.27	- 5.29	- 5.42
ニュージーランド	- 0.09	0.22	- 0.31	- 0.40	- 0.19	- 0.30
中 国	- 0.28	0.09	- 0.16	- 0.18	0.02	0.02
日 本	- 0.28	0.01	- 0.14	- 0.16	-	-
韓 国	- 0.16	0.19	- 0.15	- 0.17	0.04	0.03
台 湾	- 0.16	0.06	- 0.15	- 0.16	0.04	0.04
インドネシア	- 0.37	0.03	- 0.13	- 0.17	0.01	0.00
マレーシア	- 0.30	0.15	- 0.16	- 0.18	0.04	0.04
フィリピン	- 0.33	0.03	- 0.14	- 0.16	0.05	0.05
シンガポール	- 0.16	0.22	- 0.17	- 0.19	0.04	0.04
ヴェトナム	- 0.24	0.19	- 0.15	- 0.17	0.01	0.00
タ イ	- 0.29	0.11	- 0.15	- 0.17	0.03	0.02
その他アジア	- 0.53	- 0.13	- 0.11	- 0.15	0.02	0.02
カナダ	- 0.40	0.14	- 0.07	- 0.08	0.20	0.21
アメリカ	14.76	10.61	-	-	0.12	0.13
メキシコ	- 0.34	0.08	- 0.06	- 0.07	0.17	0.18
ブラジル	- 0.22	0.08	- 0.14	- 0.14	0.06	0.08
その他中南米	- 0.31	0.06	- 0.15	- 0.14	0.07	0.09
ヨーロッパ	- 0.24	0.09	- 0.16	- 0.17	0.04	0.04
その他世界	- 0.41	0.11	- 0.14	- 0.16	0.04	0.04

( ) 米豪貿易の変化

第13表は品目別に米豪間の貿易額変化を示したものである。まずオーストラリアからアメリカへの輸出は、case 1では、砂糖の変化が際立って大きい。砂糖の輸出額は332.2百万ドル、変化率で431.43%の増加が見込まれる。しかしcase 2では、砂糖の輸出額は-0.2百万ドル(同-0.24%)と減少に転じる。これに対し、乳製品は不完全であるが、大きく関税障壁が削減されるため、どちらのケースもそれなりに輸出が大きく増加する。

case 1では137.8百万ドル(同341.91%)、case 2でも111.6百万ドル(同276.81%)である。牛肉・羊肉類も大きく関税が削減されるので、case 1では89.5百万ドル(同20.14%)、case 2では92.4百万ドル(同20.78%)の増加となる。農産物以外では、繊維衣料の輸出額が大きく増加する。case 2では182.2百万ドル(同80.82%)の増加である。

これに対し、アメリカからオーストラリアへの輸出は、総じて非農産物を中心に増加する。case

第13表 品目別米豪間貿易額の変化

(単位：百万ドル，%)

	オーストラリアからアメリカへの輸出				アメリカからオーストラリアへの輸出			
	変化額		変化率		変化額		変化率	
	case1	case2	case1	case2	case1	case2	case1	case2
玄米・もみ	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	7.00	5.00
小麦	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	5.50	4.00
その他穀類	0.1	0.1	51.00	52.00	0.0	0.0	4.25	3.62
野菜・果実・ナッツ	7.7	8.3	19.70	21.12	3.6	3.2	9.57	8.71
油糧種子	6.7	6.8	98.65	100.25	1.0	0.9	4.53	4.27
サトウキビ・ビート	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
植物繊維(綿花)	0.4	0.4	53.57	55.14	0.0	0.0	-33.00	-33.00
その他作物	14.2	14.5	131.29	133.85	3.6	3.4	12.90	12.29
家畜類	0.0	0.0	1.79	3.29	0.6	0.5	5.59	4.75
その他動物製品	0.2	0.4	1.26	2.49	0.2	0.2	3.17	2.36
生乳	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
羊毛・絹	1.3	1.6	1.51	1.93	0.0	0.0	0.00	0.00
林業	0.1	0.1	27.80	28.20	0.0	0.0	-0.27	-0.41
水産業	0.4	0.4	5.72	5.91	0.0	0.0	-4.00	-4.25
石油・石炭・ガス等	7.0	7.1	1.64	1.68	0.0	0.0	-0.08	-0.01
牛肉・羊肉類	89.5	92.4	20.14	20.78	0.1	0.1	3.80	3.33
豚肉・鶏肉類	2.0	2.1	15.75	16.58	1.0	1.0	20.06	19.41
野菜油等	0.3	0.3	24.91	25.45	5.1	5.1	10.81	10.71
乳製品	137.8	111.6	341.91	276.81	1.4	1.4	38.58	37.72
精米	0.0	0.0	42.00	43.00	0.0	0.0	3.00	2.57
砂糖	332.2	-0.2	431.43	-0.24	0.4	0.3	88.00	82.00
その他食品	58.4	59.5	59.66	60.74	40.6	39.7	25.29	24.74
飲料・タバコ	26.0	27.3	19.33	20.29	39.3	38.8	62.74	61.96
繊維・衣料	179.8	182.2	79.75	80.82	300.8	299.7	137.90	137.42
木製品	3.0	3.2	9.27	9.72	23.0	22.7	26.56	26.31
紙・出版	0.7	0.8	1.48	1.73	42.1	41.4	9.23	9.08
化学	37.4	38.0	12.70	12.91	230.5	228.3	10.83	10.73
鉱物製品	7.0	7.2	19.63	20.10	81.2	80.6	25.52	25.32
金属	40.0	43.8	4.24	4.65	86.7	86.4	27.83	27.72
自動車	110.8	115.3	27.35	28.47	889.4	884.9	104.74	104.22
設備類	27.4	29.0	8.74	9.24	94.9	92.5	3.51	3.42
その他製造	72.3	74.6	14.66	15.12	708.0	703.1	18.15	18.03
サービス	-8.3	3.1	-0.23	0.09	8.3	1.0	0.25	0.03
合計	1154.3	829.8	14.76	10.61	2561.4	2535.0	17.45	17.27

2 では自動車 が 884.9 百万ドル ( 変化率 104.22% ) の増加と ともに 大きい。その他製造業は金額の変化が 703.1 百万ドルと 大きい が、変化率は 18.03% に とも なる。繊維・衣料は case 2 で 299.7 百万ドル ( 同 137.42% ) と 変化率は 100% を 超 える。農産品の輸出は、野菜・果実・ナッツが case 2 で 3.2 百万ドル ( 同 8.71% )、乳製品が case 2 で 1.4 百万ドル ( 同 37.72% ) の増加である。砂糖の 変化率は 大きい が、輸出金額は 1 百万ドル未 満の 小さい 変化に 過ぎ ない。

( ) 日米および日豪貿易の 変化

日本から米豪両国向けの品目別の輸出額の変化を示した第 14 表によれば、日本からオーストラリアへの輸出は自動車 が case 2 で - 307.5 百万ドル ( 変化率 - 12.35% ) と、金額・変化率共に最も減少が 著しい。その他製造業も - 120.4 百万ドル ( 同 - 4.59% ) と減少額が 大きい。他方アメリカへの輸出は、自動車 が case 2 で 75.4 百万ドル ( 同 0.23% ) と率は 小さい が 増大する。その他製造業は 34.0 百万ドル ( 同 0.11% ) と増大する。

第 14 表 日本の対米豪輸出の 変化

( 単位 : 百万ドル , % )

	日本の対豪輸出				日本の対米輸出			
	変化額		変化率		変化額		変化率	
	case1	case2	case1	case2	case1	case2	case1	case2
玄米・もみ	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
小麦	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
その他穀類	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
野菜・果実・ナッツ	0.0	0.0	0.24	- 0.60	0.0	0.0	- 0.10	- 0.05
油糧種子	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	- 0.97	- 0.97
サトウキビ・ビート	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
植物繊維(綿花)	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
その他作物	0.0	0.0	0.11	- 0.40	0.0	0.0	- 0.17	- 0.13
家畜類	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	- 0.16	- 0.13
その他動物製品	0.0	0.0	1.92	0.00	0.0	0.0	0.00	0.06
生乳	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
羊毛・絹	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
林業	0.0	0.0	0.00	- 0.35	0.0	0.0	0.09	0.09
水産業	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	- 0.10	- 0.05
石油・石炭・ガス等	0.0	0.0	- 0.12	- 0.12	0.0	0.0	0.09	0.09
牛肉・羊肉類	0.0	0.0	0.92	0.31	- 0.2	- 0.2	- 3.11	- 3.22
豚肉・鶏肉類	0.0	0.0	0.00	- 0.80	0.0	0.0	- 0.09	- 0.07
野菜油等	0.0	0.0	- 1.43	- 2.14	0.0	0.0	- 0.06	- 0.03
乳製品	0.0	0.0	0.67	0.00	- 0.2	- 0.2	- 5.53	- 4.57
精米	0.0	0.0	0.52	0.17	0.0	0.0	0.06	0.05
砂糖	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	- 15.79	0.00
その他食品	- 0.5	- 0.6	- 1.40	- 1.73	- 0.7	- 0.5	- 0.20	- 0.14
飲料・タバコ	- 0.2	- 0.3	- 5.44	- 5.84	0.0	0.0	- 0.07	- 0.05
繊維・衣料	- 3.3	- 3.4	- 4.25	- 4.42	- 0.1	0.0	- 0.02	0.00
木製品	- 0.2	- 0.2	- 1.37	- 1.55	0.1	0.1	0.12	0.13
紙・出版	- 1.1	- 1.2	- 1.41	- 1.55	0.4	0.5	0.09	0.10
化学	- 14.5	- 15.0	- 2.17	- 2.25	5.6	6.1	0.06	0.07
鉱物製品	- 4.3	- 4.4	- 4.72	- 4.85	1.4	1.5	0.11	0.12
金属	- 6.6	- 6.9	- 1.67	- 1.74	5.2	5.4	0.12	0.12
自動車	- 302.5	- 307.5	- 12.15	- 12.35	70.0	75.4	0.22	0.23
設備類	- 12.5	- 13.3	- 1.04	- 1.11	33.8	36.0	0.09	0.10
その他製造	- 118.2	- 120.4	- 4.50	- 4.59	31.3	34.0	0.10	0.11
サ - ビス	2.0	- 0.2	0.19	- 0.02	9.8	10.3	0.10	0.11
合計	- 461.8	- 473.4	- 5.29	- 5.42	156.2	168.3	0.12	0.13

第 15 表 米豪の対日輸出の変化

(単位：百万ドル，%)

	オーストラリアの対日輸出				アメリカの対日輸出			
	変化額		変化率		変化額		変化率	
	case1	case2	case1	case2	case1	case2	case1	case2
玄米・もみ	- 0.3	- 0.1	- 1.30	- 0.51	0.1	0.0	0.29	0.06
小麦	- 2.9	- 1.1	- 1.07	- 0.40	2.3	0.7	0.35	0.11
その他穀類	- 0.2	- 0.1	- 0.93	- 0.34	0.6	0.3	0.03	0.01
野菜・果実・ナッツ	- 0.8	- 0.4	- 1.65	- 0.72	- 0.3	- 0.5	- 0.04	- 0.06
油糧種子	- 1.8	- 0.9	- 1.60	- 0.79	0.8	0.1	0.06	0.00
サトウキビ・ビート	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
植物繊維(綿花)	- 1.6	- 0.6	- 1.04	- 0.42	1.5	0.6	0.60	0.23
その他作物	- 1.1	- 0.5	- 1.69	- 0.75	0.1	- 0.1	0.03	- 0.03
家畜類	- 0.3	- 0.2	- 2.45	- 1.17	0.2	0.1	0.23	0.06
その他動物製品	- 1.4	- 0.5	- 1.81	- 0.67	0.3	- 0.2	0.10	- 0.06
生乳	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00
羊毛・絹	- 0.5	- 0.2	- 0.77	- 0.35	0.0	0.0	0.00	0.00
林業	0.0	0.0	- 0.07	0.24	- 1.3	- 1.4	- 0.10	- 0.11
水産業	- 0.1	0.1	- 0.05	0.05	- 0.1	- 0.1	- 0.03	- 0.05
石油・石炭・ガス等	- 0.9	0.5	- 0.02	0.01	- 0.8	- 0.8	- 0.11	- 0.11
牛肉・羊肉類	- 8.7	- 3.7	- 0.89	- 0.38	4.7	1.2	0.28	0.07
豚肉・鶏肉類	- 0.6	- 0.2	- 1.23	- 0.49	- 0.3	- 0.7	- 0.04	- 0.07
野菜油等	0.0	0.0	- 1.17	0.24	0.0	- 0.1	- 0.01	- 0.04
乳製品	- 2.7	- 1.3	- 1.14	- 0.55	0.3	0.0	0.24	0.03
精米	- 0.3	- 0.1	- 0.77	- 0.23	0.0	- 0.1	0.05	- 0.07
砂糖	- 2.3	- 0.2	- 3.72	- 0.30	0.1	0.0	2.50	- 0.04
その他食品	- 3.1	- 0.2	- 0.63	- 0.04	- 0.8	- 3.2	- 0.03	- 0.14
飲料・タバコ	- 0.5	0.0	- 0.67	0.01	- 3.1	- 3.9	- 0.15	- 0.19
繊維・衣料	0.5	1.8	0.26	0.86	- 3.1	- 3.5	- 0.23	- 0.25
木製品	- 0.5	0.6	- 0.10	0.13	- 2.7	- 3.1	- 0.16	- 0.18
紙・出版	0.0	0.0	- 0.07	0.18	- 1.7	- 1.8	- 0.11	- 0.11
化学	0.2	0.6	0.11	0.29	- 8.6	- 9.2	- 0.11	- 0.12
鉱物製品	- 0.1	0.1	- 0.19	0.18	- 2.8	- 3.0	- 0.19	- 0.20
金属	- 3.0	2.1	- 0.22	0.15	- 3.6	- 4.2	- 0.20	- 0.24
自動車	1.8	2.8	1.48	2.30	- 12.5	- 13.5	- 0.36	- 0.39
設備類	0.3	0.9	0.25	0.69	- 29.2	- 31.1	- 0.20	- 0.21
その他製造	0.5	1.5	0.20	0.60	- 27.1	- 29.0	- 0.19	- 0.02
サービス	- 6.2	- 0.1	- 0.31	- 0.01	- 32.0	- 34.9	- 0.14	- 0.16
合計	- 36.5	0.7	- 0.28	0.01	- 118.9	- 141.4	- 0.14	- 0.16

逆に米豪両国から日本向け輸出の変化を第 15 表から見ると、オーストラリアから日本への多くの農産物の輸出が減少する。牛肉・羊肉類はcase 2で - 3.7百万ドル(変化率 - 0.38%)、小麦が - 1.1百万ドル(同 - 0.40%)となっている。これに対し、アメリカから日本への農産物輸出額は、オーストラリアからの輸出が減少した産品を中心に増加する。植物性繊維(綿花)はcase 2で 0.6百万ドル(同 0.23%)、小麦は 0.7百万ドル(同 0.11%)、牛肉・羊肉類はcase 2で 1.2百万ドル(同 0.07%)

の増加となっている。米豪FTAにより、日本の一部の農産物の輸入先の比重はオーストラリアからアメリカへと移るが、それは極めてわずかな程度にとどまる。

注 小林〔9〕72ページを参照。

こうしたショックの発生によって、問題が解決した後でも、その影響が供給・需要両サイドに認められる可能性は否定できない。

FTA締結による両国間の投資の増大や技術進歩の誘発などの動学的効果による所得の増加にともなって消

費の拡大効果が期待される場合、本稿の分析はFTAのプラスの効果を過小に見積もっている可能性がある。

## 5. おわりに

本稿では、農業分野を中心に米豪FTAの交渉過程と経済的影響を分析した。その結果は以下のようなものであった。まず、米豪FTAを始めとする一般的なFTA交渉で広く認められる妥協の必然性を理論的に説明した。自由貿易は交渉解となりうるが、交渉結果が必ずそうなる保証はなく、両者が一定の関税を残しても交渉が妥結する可能性は存在する。次に米豪FTAの背景と交渉過程をトレースし、アメリカの砂糖や乳製品等での例外化に至った背景を整理した。そしてGTAPによる米豪FTA締結による経済的な影響分析の結果から、米豪FTAの関税撤廃は農産物関税を中心としており、これらの経済全体に占める比重は低いため、関税撤廃による静学的効果は米豪両国のマクロ的にはさほど大きくないこと、第3国に与える悪影響も小さい<sup>(1)</sup>こと、オーストラリアの譲歩が交渉理論的に不可避であったとは認めがたいこと、そしてアメリカの砂糖の関税割当制度撤廃見送りによるオーストラリアの砂糖生産者の逸した利益は小さくないことを明らかにした。

米豪FTAの締結は、アメリカにとってマクロ的效果はさほど期待できないものであり、WTO交渉でのイニシアチブの確保、安全保障の強化手段としての面がむしろ強かったかと推察される。他方オーストラリアは、交渉開始当初から最も期待の高い砂糖の例外化等の大幅な譲歩を認める一方、マクロ的な影響は決して小さいものではなく、合意した理由を直ちに見出すことは困難である。

それでは今回の米豪FTA合意の大義は何に求められるべきなのであろうか。それは、貿易自由化交渉のこれ以上の停滞を回避した点に求められるべきであると思われる。オーストラリアは、すでにタイとのFTAの合意に漕ぎ着けており、その他にもFTAのさらなる拡大に弾みをつけている。米豪FTAの締結は、各国に米豪両国とのFTA締結を促進する効果を持ちうると考えてよかろう。さらにいえば、米豪が今後WTO農業交

渉をリードするという大義名分の下でスタートした米豪FTAがその合意に失敗した場合、貿易自由化の一層の混迷と停滞を招き、今後の貿易交渉の進展にも深刻な悪影響を及ぼしかねなかった。すでに指摘したように、米豪FTA締結に失敗すれば、CAFTAやFTAAといった構想があるアメリカの市場を失いかねないという危機感がオーストラリアにはあった。こうした点もオーストラリアが合意成立を最重要視した事情として理解されるべきであろう。以上を交渉理論に即していえば、交渉が失敗した場合の交渉基準点をどう設定するかによって、交渉の成否に関する評価は大きく変わりうるという指摘に他ならない。

FTA締結の多元化と重層化は、個別FTAごとの数量的効果を議論することの意義を失わせつつある。他方、バグワティ〔2〕の指摘するようなFTAの無秩序な締結が与える不経済的な側面も考慮されなければならない。そうしたあらゆる効果等を含む数値的評価に裏打ちされた、より総合的な貿易自由化のビジョンを提示することはFTA戦略研究の大きな課題であるように思われる。

注 ただし、オーストラリアとの関係が強くアメリカへの農産物輸出をしているニュージーランドは必ずしもその限りではない。第3国間のFTA締結に対抗する基本的な対策は自国もFTAを締結することであり、ニュージーランドもFTAの締結を積極的に進めている。ニュージーランド外務貿易省ホームページ (<http://www.mfat.govt.nz/>) によれば、2005年5月現在、オーストラリア以外にシンガポール、シンガポール・チリ、タイ、香港といった国や地域との経済連携強化を図っている。さらに、先進国としては初めて中国との間でFTA締結の共同研究を行い、2005年に交渉を開始している。また、ニュージーランドはアメリカとのFTA締結を強く望んでおり、米豪FTAの影響を最小限に抑えたいというねらいがあるとみられる。

### [ 付記 ]

本稿は行政対応特別研究「変化する経済社会情勢の下での農産物貿易政策等に関する研究」(研究期間：平成15～16年)の成果の一部である。

〔参考文献〕

- 〔1〕 Australian APEC Study Centre (2001) "An Australia-USA Free Trade Agreement Issues and Implications".
- 〔2〕 バグワティ, ジャグディッシュ, 北村行伸・妹尾美起訳 (2004) 『自由貿易への道』, ダイヤモンド社。
- 〔3〕 Berkelmans, L., L. Davis, W. Mckibbin, and A. Stoeckel (2001) "Economic impacts of an Australia-United States Free Trade Area" Centre for International Economics .
- 〔4〕 Centre for International Economics (2004) "Economic analysis of AUSFTA Impact of the bilateral free trade agreement with the United States".
- 〔5〕 Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade "Australia-United States Free Trade Agreement Guide to the Agreement" 1st edition 2004.3 .
- 〔6〕 Hertel, T. W. (eds) (1997) "Global Trade Analysis Modeling and Application", Cambridge university press .
- 〔7〕 川崎研一 (1999) 『応用一般均衡モデルの基礎と応用 経済構造改革のシミュレーション分析』, 日本評論社。
- 〔8〕 川崎賢太郎 (2004) 『日本・タイの自由貿易協定の経済効果』, mimeo。
- 〔9〕 木村福成・鈴木厚編 (2003) 『加速する東アジアFTA 現地レポートに見る経済統合の波』 ジェトロ。
- 〔10〕 小林弘明 (2004) 「わが国農政転換の国際的枠組み - WTO体制への調和, FTAとその影響に関して - 」 『農業経済研究』, 第76巻, 第2号, 62 ~ 79 ページ。
- 〔11〕 Mayer, W. (1981) "Theoretical Considerations on negotiated tariff adjustments", Oxford Economic Papers, vol.33, no.1, pp.135-153.
- 〔12〕 岡田章 (1996) 『ゲーム理論』, 有斐閣。
- 〔13〕 Riezman, R. (1985) "Tariff Retaliation from a Strategic Viewpoint" Southern Economic Journal, vol.48, pp.335-365.
- 〔14〕 鈴木光男 (1994) 『新ゲーム理論』, 劉草書房。
- 〔15〕 浦田秀次郎・日本経済研究センター編 (2002) 『日本のFTA戦略「新たな開国」が競争力を生む』, 日本経済新聞社。
- 〔16〕 渡辺利夫編 (2004) 『東アジア市場統合への道 FTAへの課題と挑戦』, 劉草書房。

## An analysis of the negotiation process of the United States and Australia Free Trade Agreement and estimation of its economic impact : focusing on agricultural issue

Ryuichi Fukuda

### Summary

This paper aims to analyze the negotiation of the United States and Australia Free Trade Agreement (UAFTA) and its potential impact on the economy estimated by GTAP (Global Trade Analysis Project) with focusing on the agricultural issues that made the negotiation more difficult. The main results of the analysis are as follows. First, it is illustrated that the theoretical conditions of concluding negotiation for reducing tariffs between two countries. Though free trade is always satisfied with the Pareto optimum conditions, it is not necessary the theoretical result of the tariff negotiation. Second, keeping track of the negotiation process, we find that the agreement was accomplished by Australia's admitting some exceptions that include maintaining US sugar and dairy Tariff Rate Quota (TRQ). Third, we estimate impact of the UAFTA on the world economy and agricultural production and trade. We compare it with another estimation of impact caused by eliminating all tariffs between the US and Australia. The result shows that Australia's compromise certainly aggravates its welfare compared to the case of free trade. The bargaining theory suggests that Australia should draw more concession from the US. Australian sugar producer loses much potential benefit by maintaining US sugar TRQ.